

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.177

2019/12/1

【毎月数日1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031

Eメール：info@iken30.jp ホームページ：https://www.iken30.jp

郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会

*隔月刊/普通会員(購読料・送料とも)年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。

「婦人像」原田新



徳山市の老舗の造り酒屋に生まれた原田は、中学時代から絵を描くのが好きだった。原田には同じ美校に通う無二の親友・久保克彦がいて、いつも二人はいつしよだった。二人の戦死が知らされた日、ぼくらが死んだらこれをかけてくれと遺言されたメンデルスゾーンのヴァイオリン・コンチェルトのレコードを聴きながら、原田の家族は、二人をもっと生かして絵を描かせてやりたかったと泣きあかした。新の末弟の茂さんは、今度の美術館に兄の絵と久保の絵がならんで飾られたらどんなに喜ぶだろうか、と語っている。

〔無言館 戦没画学生「祈りの絵」窪島誠一郎著（講談社）より〕

市民の意見 177号 目次

■巻頭言

私たちはあなたの方を見続けている

グレタ・トゥーンベリ

2

■特集 金とメンツの環境政策に決別を！

台風19号から何を学ぶのか まさのあつこ

4

第二の福島事故を阻止できない理由 山崎久隆

8

石炭火力発電所の輸出を継続する日本

波多江秀枝・深草亜悠美

12

大都市圏へ「還流」されていた原発電力

中嶋哲演

16

■文化

「この世界の片隅に」と植民地主義(下)

植松青児

19

連載「象徴天皇教の祝祭ナシヨナリズム」批判

新天皇「即位」問答③

天野恵一

22

連載エッセイ⑭「昼下がりの蕎麦屋で」

鈴木一誌

25

本の紹介『僕がデモ屋になったわけ』

福富節男文集

岡本和之

34

まんが ふしぎの国のありか⑧ まつだたえこ

36

■運動の現場から

伊達判決を生かす会

島田清作

26

たんぽ舎 放射能測定30年 鈴木千津子

28

■報告

マネキンフラッシュモブ

あいちトリエンナーレへ

30

台風19号 東京都で唯一の死者と私 有賀精一

33

■情報

読者のおたより

朝倉優子

35

2020年(第22回) 市民意見広告運動

36

賛同呼びかけを開始しました 岡本和之

36

会計報告

安西賢誠

36

題字 安西賢誠 印刷・レイアウト (有)山猫印刷所

36

私たちはあなた方を見続けている

グレタ・トゥーンベリ

(翻訳 細井明美)

私が伝えたいことは、私たちはあなた方を見続けているということです。

すべて間違っています。私はここに居るべきじゃない。海の向こうの学校に戻るべきなのです。皆さんは私たち若者に希望を求めてここに来ているのですか？ よくもまあ！ あなた方は私の夢と私の子ども時代を空疎な言葉で奪いました。それでも私は幸運な人間の一人です。人々は苦しんでいる。人々は死にかけている。生態系全体が崩壊しつつある。我々は大量絶滅の始まりにいる。それなのに、あなた方が話していることはすべてお金と経済成長のおとぎ話です。よくもまあ！

30年以上にわたり、科学は明らかにしてきました。目をそらし続け、必要な政策と解決策にまだ見通しがたっていないのに、あなた方は十分にやっていると、よくも言えますね。

あなた方は私たちの言葉を「聞いている」と言い、緊急性を理解していると言う。しかし、どれほど私が悲しみ怒っているか、もはや私は信じたくありません。状況を完全に理解しても、なおかつ行動を起こさないならば、あなた方が悪いのです。だから私は信じることを拒否します。

10年間で（二酸化炭素の）排出量を半減させるというアイデアでは、（気温上昇が）1.5℃以下にとどまる確率は50%に過ぎず、しかも人間のコントロールを超えた不可逆的な連鎖反応を引き起こすリスクがあります。

たぶんこの50%という数字はみなさんに受け入れられるでしょう。しかし、これらの数字には、（気候変動が進む）転換点、相乗効果、有毒な大気汚染に隠されたさらなる温暖化、正義・公正さの側面は含まれていません。あなた方はまた、自分たちが排出した数千億トンの二酸化炭素を、私や私の子どもたちの世代が、新しい技術で解決するだろうと当てにしています。しかもその技術はまだ存在さえしていないのに……。50%のリスクは、その結果とともに生きたければならない私たちには簡単に受け入れられるものではありません。

気候変動に関する政府間パネルが示す1.5℃以下の気温上昇にとどまる可能性の最高値は67%です。しかし2018年1月1日の時点で、二酸化炭素の排出許容量は420ギガトンしかありませんでした。しかも今日では、すでに350ギガトン以下に減少しています。よくもまあ、なんら変わりばえしない解決策と技術で解決できるふりができますね。今の排出レベルでは、二酸化炭素の排出許容量は8年半以内に完全にゼロになってしまいます。

今日、これらの数字に沿った解決策や計画ははまだ提示されていません。なぜなら、これらの数字はあなた方にとってあまりにも不都合だからです。そして、あなた方は現状をありのままに伝えるほど成熟していません。

あなた方には失望しました。けれど若者たちはあなた方の裏切りに気づき始めています。未来の世代のすべての目があなた方に注がれています。それでもなお私たちを裏切るなら、「私たちは決してあなた方を許さない」と言っておきます。今、ここで、あなた方とは一線を画します。世界は目覚めつつあり、好むと好まざるとに拘らず、変化が起こりつつあります。

ありがとうございました。

(2019年9月23日、国連気候行動サミットにて)

グレタ・トゥーンベリ

2003年、スウェーデンに生まれる。環境活動家。ノーベル化学賞受賞者のスヴァンテ・アレニウスは親戚。15歳の時にたった1人でスウェーデン議会の前で「気候変動」のための抗議を始める。そして世界中の学生たちにストライキを呼びかけ、これまでに2万人以上の学生が270の都市でストライキを行なっている。2019年9月、大西洋をソーラーパネル装備のヨットで横断し、ニューヨークの「国連気候行動サミット」でこのスピーチを行ない、世界から注目された。

▼表紙絵の作者▲



原田新

(はらだ・あらた)

1919 (大正8) 年3月16日、山口県徳山市に8人兄弟姉妹の長男として生まれる。県立徳山中学校在学中に肺浸潤を患い2年休学するが、1937 (昭和12) 年4月東京美術学校の油画科入学、1941 (昭和16) 年12月繰り上げ卒業。1942 (昭和17) 年12月末、西部第4部隊より海南派遣猛第5169部隊に入営し、1943 (昭和18) 年8月7日、ニュージョージア島近海において戦死。享年24。



家屋を濁流が飲み込んだ決壊地点（新潟・長野県境から千曲川58km地点）での決壊幅は70mだが、間際の堤防も決壊寸前まで破壊され、堤防天板のアスファルトで持ちこたえていた。（2019年11月11日、筆者撮影）

千曲川決壊

——台風19号から私たちは何を学ぶのか？

まさの あつこ

2019年10月12日19時前に伊豆半島に

上陸、13日未明に福島県沖に抜けた台風19号は、国が管理する河川で12箇所、県が管理する河川で128箇所もの堤防を決壊させた。これは内閣府に設置された「非常災害対策本部」が11月3日に集約した資料「令和元年台風第19号に係る被害状況等について」を基にしたデータであり、その後さらに新たに分かった被害や国が把握しきれない被害もありえる。

ここでは、今回の台風被害で最も注目を浴びた被害の一つ、長野県を流れる千曲川の決壊について述べていく。浸水域となった長野市では2名が死亡した。

この被害は、単に気候変動が招いた異常気象によるものではない。戦後、日本が税金を投下して整えてきたはずの治水対策が招いた失敗である。

合流地点で起る氾濫対策の誤り

筆者は1995年以来、千曲川とその支流、浅川の治水対策のまずさについて、長野県営「浅川ダム」の取材を通して、気づ

かされてきた。

支流・浅川の上流に計画されたダムの予定地周辺は、地すべり地帯のど真ん中があった。ダム建設には向かない土地であることがわかったため、不適断念とされ死んだも同然の計画だった。

ところが、1998年開催の長野五輪のための道路予算捻出のために、長野県がそれを復活させた。ダム予定地上流の飯縄山のスキー五輪会場までの道は、ダムに沈む道路の付け替えとして作られた。つまり、ダム予算を使って、五輪道路を作ったのだ。それだけではなかった。

長野五輪に先駆けて開通させる長野新幹線（現在の北陸新幹線）の車両基地用地を確保するための説得材料として、県は浅川ダム計画を使った。

基地のある赤沼・長沼地区は、地名も表す通り、千曲川と浅川の合流地点が氾濫した時に浸水する田んぼだった。もしもそこに巨大な車両基地ができれば、氾濫したときに浸水の深さがその分、深くなる（つまり、人々が小さな湯舟に浸かっていると後ろから

相撲取りが入ってくると水が溢れてしまう」と懸念する住民に、県は、浅川ダムを造れば、その分、水位を下げるができるのではなかした。

新幹線車両基地を作ること了承させるために、引き換えにダム建設を約束したのだ（浅川ダムは5ミリの『減災』にしかない）／『週刊金曜日』2007年3月30日号で既報）。

しかし、当時、県は、浅川ダムが浅川と千曲川の合流地点で起きる氾濫には効かないことを知っていた。浅川ダムができたとしても、ダムの下流に5本の枝川が浅川に流れ込むので、さらにその下流にある本流・千曲川との合流地点で起きる氾濫を止める効果は見込めない。

その合流地点で起きる氾濫とは次のようなものだ。

本流・千曲川の水位が上がると、支流・浅川に逆流する。その逆流を防ぐために水門を閉める。すると浅川がせき止められて溢れる。それを防ぐためにポンプで浅川の水を千曲川に排水する。

しかし、やがて千曲川が氾濫しそうな水位に達するとポンプを止める。つまり本流が溢れて決壊しないように、支流を犠牲にして起きる内水氾濫であり、ダムで対策が可能な水害ではなかった。

浅川ダムはムダだった

実は、県は2010年11月29日に公表したシミュレーションで、ダムを作った場合と作らなかった場合を比較していた。

ダムがあれば下がる水位はわずか1センチ程度、それ以下の時もある。それに対して浸水時間は1・5時間長くなる逆効果があった。

このシミュレーション結果について、2011年の取材時、現、阿部守一長野県知事は「私は都合のいいことだけ言って都合の悪いことは言わないなんてことはあり得ない話だと思っているので、事実はあるのままだに伝えます」と述べた（「長野県の負の遺産、浅川ダム」／岩波書店「世界」2012年2月号で既報）。

奇しくも今回の台風19号は、その都合の悪い真実を証明してしまった。

国土交通省が公表した毎秒あたりの流入量と放出量を見ると、台風19号の始まりから終りまで、浅川ダムを通過した最大流量毎秒7・8m³も含めて両者はほぼ一致していた。驚いたことに、浅川ダムは入ってきた流量をそのまま下流に流し、貯水効果はなかったのだ。

長野市はツイッターで「午前1時8分頃、長沼地区穂保で、千曲川の越水が始まり、

堤防決壊の恐れがあるため、直ちに逃げてください」と千曲川の越水を警告していたが、ほぼ同時に、「浅川排水機場付近で1時頃から浅川の内水氾濫が始まりました。ただちに命を守る避難行動をとってください」と発信していた。

決壊のニュースの陰に隠れている事実だが、浅川と千曲川に挟まれている赤沼・長沼地区は、合流地点の内水氾濫と千曲川氾濫の挟み撃ちにあっていた。

浅川ダムには、五輪道路も入れて350億円が費やされたが、それはまったくのムダになった。

水位を下げる対策が必要だった

浅川ダムの治水効果はゼロだった。

ではどうすれば決壊や浸水被害は避けられたのか。2007年の取材当時、長野県土木部河川課は根本解決のためには「千曲川の水位を下げることでできればいいと思いますが、そうはならない」と語っていた。なぜ下げられないのか。その理由は、下流に2つの狭窄区間（立ヶ花、戸狩）があることだった。狭窄区間とは地形上、川幅が狭くなったところだ。

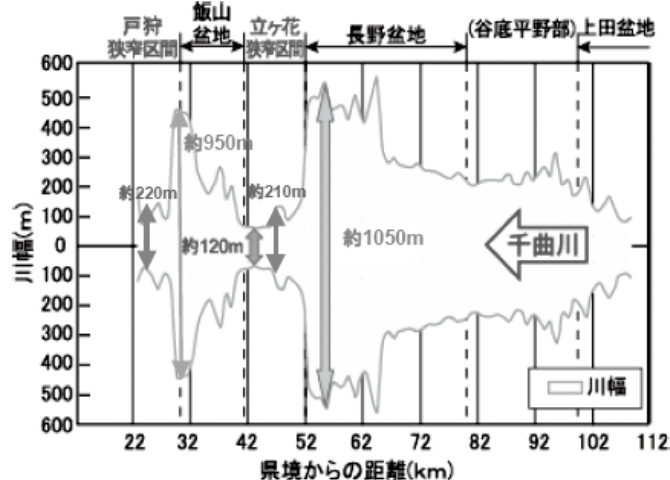
千曲川は下流の新潟県との県境から信濃川と名称を変えるが、今回、決壊した地点は、その県境から57～58キロメートルの地

点（長野盆地）にある。

左図で示す通り、上流から流れてくる千曲川の川幅は、長野盆地で1キロメートルほどあるが、その約10キロメートル下流には、立ヶ花の狭窄区間があり、さらにその先の飯山盆地の下流には戸狩狭窄区間（飯山市）がある。もしも立ヶ花を広げると長野盆地は助かるが、下流の飯山盆地で水害が起きやすくなる。

逆にこの2つの狭窄区間がある限りは、飯山盆地や長野盆地では、水位が上がりやすい傾向にあり、「水が満々と貯まる」と、

図：千曲川の川幅



出典：「平成31年度事業概要 千曲川・犀川」国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所（※）

2007年、長野県河川課は述べていた。そして、支流・浅川にも影響が行く。

換言すれば、今回、北陸新幹線の車両基地が浸水してしまったのは、本来、2つの狭窄区間を広げて、長野盆地に「水が満々と貯まる」状態を解消するか、もしくは、川底にたまった土砂をこまめに浚渫して、川底を下げ、水位を下げる対策を行なわなかったからだった。

川幅を狭めた東京電力のダム

実は、水位を上げている原因はさらにその下流にもあった。

東京電力の西大滝ダム（飯山市）だ。

西大滝ダムは、もとは川幅140メートルだった狭窄区間を、さらに90メートルに狭めて、1939年に完成した発電ダムだ。

『村史ときわ』（現飯山市・1968年刊行）には「ダム建設は土砂の流れをせきとめ（略）河床の土砂堆積は沿岸諸村にしだいにその影響を与えはじめ、飯山周辺から上流の上今井、立ヶ花さらには川中島方面にまで及んでいるといわれている」と記録していた。

川中島は、現、長野市内である。

また『長野県政史』には、「発電用ダムが河床の上昇など水害を起こしている。西大滝ダムが災害をもたらすようになったの

で、会社と折衝し、補償工事が行われた」と記録されている。

なぜ、そのような影響がでたのか。

水害を経験し、国と県に情報開示請求を繰り返してきた市川久芳飯山市議ら「千曲川・信濃川復権の会」は、この場所にはV字状の深さ7・3メートルの淵があったことを突き止めた。

西大滝ダムは、その淵を石とコンクリートで埋めた上に建設されていた。

東電はダムの高さを14・2メートルと記しているが、その一方で、2011年の水利権更新時に長野県に提出した資料「西大滝ダムに関する各種情報について」では、「ダムの高さにはみなさない7・3メートルの止水壁」が基礎地盤の下にあることを認めていた。

日本では15メートル以上を「ダム」、未満を「堰」と定義する。西大滝ダムを本来なら21・5メートルと記すべきところ、14・2メートルと称することで、ダムであれば治水の邪魔にならないよう守らねばならない法令を逃れている。また堰としても法令で定めた堰の柱の間隔よりも狭いが、ダム完成当時はその法令がなかったために、適法であり、治水上の支障にもなっていないというのが東電の主張だった。

川を浅く狭くし、上流の水位を上げてい



川幅 140m を 90m に狭めて建設された東京電力の西大滝ダム (2019 年 11 月 11 日、筆者撮影)

る違法構造物ではないかと、市川市議らは、叫び続けてきた。

治水対策の「自分事化」を

国土交通省北陸地方整備局は、今回の決壊のわずか3日後の10月15日に「千曲川堤防調査委員会」を設置し、地元専門家による現地調査を行った。ところが、委員らを連れて見に行なったのは堤防決壊箇所のみだ。

国土交通省の治水課によれば、下流の狭窄区間と決壊の関係については「調査しませんでした」という。2015年に利根川支流の鬼怒川が決壊した時の調査委員会も同様だったが、流域全体を見渡して治水の根本解決を目指すのではなく、調査の対象を局部的に、堤防がどう決壊したのかというメカニズムの解明に矮小化して、復旧の工法を決めることしかしないのである。

2019年8月に見直されたばかりの千曲川の今後30年間の河川整備計画を旧計画(2014年策定)と比べると、現状の堤防整備率は6割程度にとどまったままだった。河川敷に繁茂する樹木伐採も砂利採取も下流の信濃川と比べて乏しく、進んでいない。また決壊地点付近の川底を掘り下げた河道掘削計画も不明確で、決壊しづらい堤防にするための浸透対策も実施されてい

なかった。

少なくとも浅川ダムに費やした350億円と同等の税金を費やして、洪水時の水位を下げる努力ができていれば、決壊は免れた可能性もないとは言えない。

結果的には2名の死亡や決壊による家屋倒壊などの被害は、根本的な治水対策にまじめに取り組んでこなかった河川管理者たる国と県の失策が原因である。

今後もしも河川管理者が住民にこの上下流が抱える治水上の問題を分かりやすく伝えることなく、根本的な解決策を提示しないのであれば、不幸な氾濫・決壊被害はこれからも続いていくだろう。そうしないための情報共有と、住民参加による住民のための治水対策の「自分事化」が不可欠である。

(岩波書店「科学」2019年1月号に掲載された記事をベースに加筆しています)

(まさの・あつこ／ジャーナリスト)

(*) http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/jimusho/gaiyou-h31/imgs/H31project_pamphlet.pdf

福島原発刑事裁判無罪判決と特重施設の問題はつながっている

第二の福島原発事故を阻止できない理由はここにある

山崎 久隆

誰が見てもおかしい福島原発刑事裁判無罪判決

世界でも例のない「3基の原発の同時炉心溶融」を引き起こした福島第一原発事故。その責任を誰が取るのか。福島原発刑事裁判は強制捜査もされず、身柄も拘束されず、検察が起訴せず、市民が構成員の第五検察審査会で二度にわたり「起訴相当」と議決しての「強制起訴」でやっと公判が開かれた。そして9月19日判決で、永渕健一裁判長は「被告人を全員無罪」とする驚くべき判決を下した。問題点はどこにあるのだろうか。

1 避難中の住民死亡認定の誤り

この裁判は、元東電取締役3名に対して業務上過失致死傷罪に問う裁判だった。検察官役の弁護士は求刑で禁固5年を求めた。

論告求刑によれば、勝俣恒久元会長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長の3人は、東電の原子力事業を推進してきたが、その中で、2011年3月11日の東日本太平洋

沖地震において何の備えもなく原発を地震と津波により壊滅的破壊に至らしめ、その後には双葉町の双葉病院などから「原子力災害対策特別措置法」による広域避難を余儀なくされ、避難中または避難後に少なくとも44名の住民を死に至らしめる「業務上過失致死傷罪」に問われる罪を犯した。

初公判は2017年6月30日、3月12日までの37回の公判を経て結審していた。

判決では、双葉病院の患者の死亡は認めものの、それが放射性物質の拡散により自衛隊も避難活動を繰り返し中止し、治療はおろか水や食料さえもないままに放置されていたこと、原発事故により避難も妨げられていたことが触れられていない。避難中とその後の死亡には原発事故による放射性物質の影響があったことが認定されなければ、原子力災害との関係は見えてこない。意図的に外していたと思われる。

2 津波対策の先送り認定の誤り

津波対策工事は、東電経営陣により先送りされていた。

被告は津波対策工事を計画していたにもかかわらず、それを実施しなかった東電の責任者である。

2002年7月31日、文科省に置かれた地震調査研究推進本部は、三陸沖から房総沖にかけての長期評価を公表した。それによれば日本海溝沿いで、今後30年以内にマグニチュード8.2前後の津波地震の発生確率は20%と評価。それに関し原子力安全・保安院が長期評価に基づき津波の評価計算を求めた。しかし東電は、それを先送りした。

さらに保安院は06年9月に耐震バックチェック（新耐震設計審査指針に基づき原発の安全性を再評価すること）を求めた。

ところが07年7月16日、中越沖地震が発生し柏崎刈羽原発が大被害を受けて全原発が止まった。そのうえ東電は復旧作業に巨額の費用を費やし、2年間にわたり赤字に陥った。

08年1月に東電が東電設計に委託して行った耐震バックチェック用の計算を実施した。この結果15・7メートルの津波に襲われることを計算で導き出し、保安院に報告書を提出した。

勝俣会長以下の経営陣は、その結果と対策についても担当者から報告されていたのだが、裁判では「説明を受けた記憶はない」などと被告人質問で証言していた。

08年6月には、東電担当者から武藤副社長に津波対策が説明され、15・7メートルの津波が到達するまでの時間や到達の様子を報告していた。それに対して沖合防波堤建設の許可手続についてや、機器類への対策、津波被害を低減させる方法の検討を指示するなど、対策を進め始めていたことが証言されていたのだが、これは裁判所が認定をしなかった。

原発事故は、何としても防がなければならぬはずだ。ところが永渕裁判長はそのような認識はなかった。つまり原発事故の恐ろしさについて理解がないと思えるのである。

判決文でも「絶対的安全性の確保までを前提として（規制されて）はいなかった」などと書いている。しかし本件事故のような「全電源喪失」「炉心溶融」「原子炉圧力容器破損」「格納容器破損」でヨウ素換算にして90万テラベクレル（希ガスを除く。チェルノブイリ原発事故の17%程度）もの放射性物質の拡散、などという事故が起こる可能性については、国も事業者も「各種安全対策を施しているため起こりえない」「チェルノブイリ原発事故のような事故は日本では起きない」としていたことはみんな知っている。震災前は「仮想事故」として、およそ起こるとは考えられないような事故の想定でも86テラベク

レル、つまり福島1万分の1を想定していたに過ぎない。

3 伊方最高裁判決違反

1992年の伊方原発差止訴訟の最高裁判決では、「災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で十分な審査を行なわせる」と書いている。

伊方原発は原子炉設置許可処分取消訴訟（行政訴訟）であり、訴訟の性格は異なるものの、認定事実には違いはないから、原発の事故に関する裁判所の認定として、今回は大きな誤りを犯している。

原発の過酷事故は「起こりえる」との判断をした。

確かに原子力規制委員会は「事故は起こりえるもの」として、新規制基準において福島第一原発事故の100分の1以下に放出放射線量を抑制することを目標に新規制基準を決めたが、あたかもこの考え方が事故以前からあったかのように書いている。しかしそんなわけがない。

新規制基準はそもそも、「万が一にも起こらないように」すべき過酷事故を発生させた規制行政と、事業者の不十分な事故対策についての反省からスタートしている。言い換えるならば伊方判決に求められていた事故を防止するための規制と対策が、福島第一原発には実施も採用もされていなかった

ことが露呈した。

「住民が大規模な避難を余儀なくされる事故は起こりえない」。震災前の安全神話は3・11で脆くも崩壊した。ところが永渕裁判長は、崩壊した安全神話に対して「絶対的安全性」は規定されていなかったなどという。言い換えれば、福島第一原発事故のような事故にまで備えよとはされていないと言いつつ出した。もともと「あり得ない」としてきたことを無視したうえで、起きたことに責任を負わなくてよいならば、およそ裁判の意義などなくなってしまうだろう。

これは原発推進を後押しするための判決である。

現在危急の課題となっている特重施設のない原発再稼働の危険性

1 新規制基準審査の問題点

「新規制基準とは、重大事故を防止するための基準ではなく、重大事故が起きたらどう対処するか、という基準」（国会事故調査委員会・田中三彦委員）

これまでの原発の推進体制では、福島第一原発事故のようなことは起こらない、起こさない前提だった。これが安全神話を形成するベースになった。

新規制基準（原子炉等規制法改正2013年12月）の制定が目指したのは、大地震や津波な

どに遭遇しても福島第一原発の100分の1程度の放出に留めることであり、過酷事故を防止することではない。規制委も繰り返し「事故を防ぐことが目的ではない」と述べている。

また、過酷事故発生時には必要になる住民避難、原子力防災体制の確立については、現行法でも依然として自治体任せであり、規制委は原子力防災体制には責任を負っていない。

これでは「福島第一原発事故の教訓に学んだ」とは言えず、市民を守るためにあるはずの規制は、原子力を推進するために必要な範囲で実施されているといわざるを得ない。

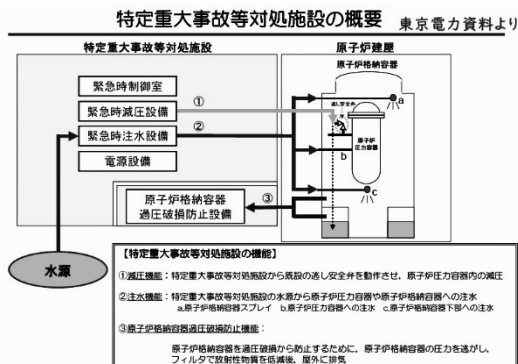
2 特定重大事故等対処施設の設置義務の変遷

原発などの核事故対策は、福島第一原発事故以後に初めて「原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること」との規定が設けられ、これを達成するため「特定重大事故等対処施設（特重施設）の設置を義務づけた。

施設に要求されたのは、①原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能（例えば、緊急時制御室からの原子炉減圧操作設備）②炉内

の溶融炉心の冷却機能（例えば、原子炉内への低圧注水設備）③原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能（例えば、原子炉格納容器下部への注水設備）④格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能（例えば、格納容器スプレイへの注水設備）⑤原子炉格納容器の過圧破損防止機能（例えば、排気筒を経由しない格納容器圧力逃がし装置）⑥水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能（例えば、水素濃度制御設備）⑦サポート機能（例えば、電源設備、計装設備、通信連絡設備）⑧上記設備の関連機能（例えば、減圧弁、配管等）となっている（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈より）。

しかしこれを有して運転をしている原発は一つもない。義務づけていたのにどうして存在しないのか。それは、設計・施工が困難なので時間が必要として、もともと新規



柏崎刈羽原発の特定重大事故対処等施設の例

制基準策定5年後、つまり2018年7月には完成していなければならないのに、各原子力施設が再稼働を申請し、それが認可され、さらに工事計画申請が認可された日から5年以内に出来ていれば良いと、規制委が事業者に便宜を図り規則を変更してしまったからだ。

ところが今度は、その緩和された規制基準さえ守れない事態となった。

3 川内原発などの現状

最初に規制委が、川内原発1号機について特重施設の設置許可を出したのは2018年5月7日の審査会合だ。

川内原発は15年8月に新規制基準後初めて再稼働したが、特重施設の設置はプラント本体の工事計画認可（15年3月18日）から5年間の猶予期間が設定されていたので、運転を継続するには20年3月までに特重施設の建設を完了させる必要がある。

特重施設では原子炉建屋に大規模な損傷が発生し、常設の冷却設備が使えない事態でも燃料プールや原子炉を冷却できるように整備することとされている。

原子炉格納容器への注水機能や電源設備、通信連絡設備の他、これらの設備を制御する緊急時の制御室を備えており、既存の中央制御室を代替する能力が要求される。これら施設の設置に5年の猶予を与えら

れたのに、さらに九州電力は、この期限も守ることが困難との見通しを明らかにしたのである。

規制委は4月24日の定例会合で、期限の延長を認めないとし、不適合状態になった原発は原則として運転停止を求める方針を全会一致で決めた。最初に期限が切れる川内1・2号機は、すでに順次定期検査を設定し、長期間運転を停止する計画を九電は策定している。

川内原発の他には関電高浜1・4号機、四電伊方3号機で工事計画認可の審査が進められているが、同様に設置許可は間に合わない。その期限は以下の通り。

全てPWR

(加圧水型軽水炉)であり、BWR(沸騰水型軽水炉)の柏崎刈羽6・7号機は、特重施設の設置許可申請書の提出さえまだだ。つまり審査が始まってさえいないの

原発	号機	期限	残日数
・高浜	3号	2020年8月3日	(約9ヵ月)
	4号	2020年10月8日	(約11ヵ月)
・大飯	3号	2022年8月24日	(約2年9ヵ月)
	4号	2022年8月24日	(約2年9ヵ月)
・伊方	3号	2021年3月22日	(約1年3ヵ月)
・川内	1号	2020年3月17日	(約4ヵ月)
	2号	2020年5月21日	(約6ヵ月)
・玄海	3号	2022年8月25日	(約2年9ヵ月)
	4号	2022年9月14日	(約2年10ヵ月)

だから、期限までに完成する可能性はない。東海第二も19年9月24日に申請書は提出したが、認可手続きは進んでいない。

九電と関電、四電はそろって4月17日に規制委に対して、特重施設の完成が規制上の期限から1・3年程度遅れるとの見通しを報告していた。

期限切れで運転を認めないことは当然だが、現状でも、もはや期限を守れないのであれば規制委は運転を止めさせ、完成までは再稼働を認めないとすべきではないか。期限が来ようと来るまいと、現状は規制基準に適合していないのは事実である。期間の猶予が認められるとしても、あくまでも最短であるべきであり、だからと期限切れまで動かしても良いとは、本来の姿の規制にはほど遠い。

4 再稼働に向けて構想された後付けの設備

福島第一原発事故では、それまでの過酷事故対策では炉心損傷を防ぐことが出来ず、後付けの設備に信頼性を持たせるのは極めて難しいということが明らかになった。4号機の使用済燃料プールを辛うじて守ったのも、偶然的な漏水と後から投入したコンクリート圧送車の注水による直接冷却だった。再稼働を申請するにあたり、緊急時対策所を作ったり格納容器ベント装置を付け加えたりと、重大事故対処用設備の充実を図っ

たが、残念ながら決め手にはならない。これらがあっても炉心損傷を経て大量の放射性物質拡散事故を起こす可能性はある。

その想定の下で、放射性物質の拡散を最小限に抑える役割が特重施設に求められている。施設の位置づけは単なるバックアップではなく、最悪の状態を少しでも低減するための一連の設備であり、これが機能して初めて過酷事故環境下においても「新規制基準に定める放射性物質の拡散量の基準」を満たすとされている。

特重施設について屋上屋を架した無駄なもの、あるいは念のために設けたもので現在の安全対策で十分放射性物質の拡散防止が出来るという趣旨の「反論」を試みる事業者や専門家がいるようだが、これはとてもない考え違いだ。

特重施設がないまま稼働を続ける原発がいかに危険なことか、それこそが指摘されなければならない。

もはや規制基準を満たせなくなった原発は今すぐ全て停止しなければならない。

(やまさき・ひさたか／たんば舎副代表)

石炭火力発電所の輸出を継続する日本

——気候危機は日本の私たちの目の前に

波多江 秀枝・深草 亜悠美

気候危機の時代に求められる変革

気候変動による影響が深刻になっている。日本でも、毎年のように巨大台風や豪雨により多くの命が失われている。気候変動対策は待った無しだ。世界では社会の「脱炭素化」、特に温室効果ガスの排出がもっとも多い電力源である石炭火力発電からの脱却が進んでいる。地球の平均気温の上昇を産業革命前と比べて1.5℃に抑えるというパリ協定の目標達成と、新規の石炭火力発電所の建設は整合しないと科学的にも明らかになっている。

そんな中、諸外国では化石燃料関連企業からの投資撤退（ダイベストメント）の流れが急速に広がっている。最近では日本の民間金融機関や商社も石炭火力や炭鉱からの撤退を表明し始めた。果たしてこの流れは気候変動を止めるのだろうか？ 日本の取り組みの実態はどうなっているのだろうか。

石炭火力発電所の輸出を後押しする公的支援の実態

結論から言えば、高効率火力発電や原子力発電の輸出を「先進的な低炭素技術の海外展開支援」として推進してきた日本^{〔1〕}は、今もその姿勢を変えていない。日本の石炭火力発電所の輸出は日本の官民によるオールジャパン体制で、公的金融機関の手厚い支援の下に推進されてきた。日本政府による海外の石炭火力発電設備に対する支援（発電所そのものの建設・稼働事業のみならず、ボイラー、タービン等機器のみの輸出も含む）は、経済協力開発機構（OECD）加盟国のなかで最大、世界でも中国に続き二番目と多大な額にのぼっている^{〔2〕}。

日本政府による石炭火力発電所の輸出支援は、公的機関である国際協力銀行（JICA）、日本貿易保険（NEXI）、国際協力機構（JICA）の3機関を通じて行なわれている。「環境・持続社会」研究センター（JACSES）の調べ^{〔3〕}によれば、

2003年から2018年にかけてJBI C、NEXI、JICAが支援した石炭火力発電事業の件数は、それぞれ28件、19件、7件（支援案件が重なるものもあるため、3機関による支援件数の総数は34件）で、JBI Cが約134億ドルの投融资契約、NEXIが47億ドルの付保契約、JICAが37億ドルの円借款契約を締結している。3機関の支援案件の総発電容量は約36GWにのぼり、その推定年間二酸化炭素排出量は約2.2億トンで、日本国内の年間二酸化炭素排出量の約2割に相当する。

世界の「脱炭素化」の潮流

欧米の政府機関や国際機関は、早くから脱石炭への方針転換を始めていた。一つのこときっかけとなったのは、オバマ大統領が2013年6月に発表した気候行動計画の中で、公的金融機関による海外の石炭火力発電事業に対する投融资支援を停止するよう呼びかけたことだ。2013年だけで、世界銀行、欧州投資銀行（EIB）、欧州復興開発銀行（EBRD）などの国際金融機関、そして、英・北欧諸国の政府が、海外の石炭火力発電事業に対する公的支援の原則廃止・規制強化を次々と発表した。

気候変動対策に後ろ向きなトランプ政権が発足し、2017年6月にパリ協定から



COP 23会場前で日本の石炭火力支援に反対するアクション（国際環境 NGO FoE Japan 2017年11月）

の離脱を表明した後も、世界の脱石炭の動きはむしろ全体的に加速していると言える。2017年11月に開催された国連気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）では、英国とカナダ政府主導で石炭火力発電の廃止を目指す脱石炭連合（Powering Past Coal Alliance：PPCA）が形成され、フランスやメキシコ、米国カリフォルニア州なども参加。欧州の保険会社、銀行、年金基金については、早期から石炭関連企業・事業からの投資撤退（ダイベストメント）を

表明してきたが、ダイベストメントの基準を強化する動きが広がってきている。

世界の脱炭素化の流れに逆行する日本の官民

こうした脱石炭の潮流と真逆の方向に突き進んでいる日本の姿勢は、前述の通り際立っている。近年、COPやG7などの国際会議の度に、国内外で新規の石炭火力発電所の建設を推進する日本の姿勢が問題視されてきた。2017年のCOP23では、JBICが同会議の開催期間中にインドネシア・チレボン2石炭火力発電事業への貸付を始めたこともあり、「日本は世界が丸となつて気候変動対策に取り組もうとしている努力を蔑ろにするのか」と、会議場の前で環境NGOらが日本の姿勢を厳しく批判するアクションを決行。各国メディアも大きく取り上げた。

こうした国際的な批判を真っ向から受けた焦りからか、日本政府は2018年1月に石炭火力発電所の輸出に係る新方針を中川環境大臣（当時）が記者会見の場で言及⁴。2018年7月には、エネルギー基本計画「エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ないような国に限り、相手国から、我が国の高効率石炭火力発電への要請

があった場合には、OECDルールも踏まえつつ、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形で、原則、世界最新鋭である超々臨界圧（USC）以上の発電設備について導入を支援する」と明記された。

政府に「倣う」日本の民間企業——「実質効果ゼロ」の骨抜き石炭火力方針

日本政府が海外の石炭火力発電所への新しい支援方針を示した2018年以降は、日本の民間企業においても、大手の生保、銀行、総合商社による新方針の発表ラッシュが続いている。その内容は、それぞれの企業で文言は異なるものの、基本的に日本政府が示した「相手国の要請・事情」「原則超々臨界圧」といった玉虫色の方針になっている。

実際、未稼働であるインドネシア・バタ石炭火力発電事業やチレボン2石炭火力発電事業、ベトナム・ギソン2石炭火力発電事業、バンフォン1石炭火力発電事業などは、こうした石炭方針を出した多くの銀行や商社が関わっているにもかかわらず、建設が進められている。現場での変化は何も起きていないのが実態だ。日本政府の方針に倣ったパリ協定との整合性に欠けた方針にしかなくておらず、気候変動対策の観点からは、何らかの取り組みを行なったと



チレボン石炭火力発電所1号機に隣接する塩田。発電所の稼働後、塩に粉塵が混じるようになり、収入に影響が出ている。(国際環境 NGO FoE Japan / インドネシア環境フォーラム 2015年8月)

いう見せかけだけのグリーンウォッシュ
(編注・あたかも環境に配慮しているようにふるまうこと) 的な動きに留まっている。

「クリーンコール」と「質の高いインフラ投資」の神話

日本の石炭火力発電所の輸出が批判される理由は気候変動対策の視点からだけではない。日本の官民は、石炭火力発電所の輸出を推進するにあたり「クリーンコール」を高らかに謳い、日本が誇る質の高い技術を使うので汚染は起きないと強調してきた。実際には、相手国の緩い環境基準につけこみ、「最良ではない」環境対策技術を輸出することが常態化しており、地元で深刻な公害や健康被害を引き起こしているケースも少なくない。

私たちFoE Japanが、JBIC、NEXI、JICAの支援する石炭火力発電所のうち、環境影響評価等の関連文書が入手できた18件について、二酸化硫黄、窒素酸化物、ばい塵に係る大気汚染対策、排出濃度を調べ、同様の関連情報入手できた国内の石炭火力発電所5件と比較したところ、JBIC等の支援案件の発電所における各排出濃度が国内の発電所のものよりも非常に高い傾向にあることが明らかとなった⁽⁵⁾。

加えて、石炭火力発電事業による住民の生活破壊や貧困化、また、懸念の声をあげる住民に対する人権侵害や弾圧が起きてきたことも、国内外から日本が批判を浴びる理由となっている。

インドネシア・チレボン2石炭火力発電所では、すでに稼働中の1号機(660MW。丸紅出資。JBIC、NEXI支援)により、小規模な漁業や塩づくりなど住民の生計手段に大きな被害がもたらされてきた。2号機の建設が進めば、生活がもっと苦しくなる——住民はさらなる被害を食い止めようと、2号機計画に反対する環境訴訟を地元で開始。その結果、2017年4月、2号機の環境許可取り消され、同事業が違法であることが確定した。

しかし、丸紅やJERA(東電・中部電力)が出資する事業者は、住民が知らぬ間に発行された新・環境許可の下、同事業の建設作業を継続。また、住民勝訴の判決一日前に融資契約を締結という前代未聞の決定を行なったJBICや民間銀行は、新・許可に対する住民訴訟が再び起こされることを知りつつ、2017年11月に巨額融資の支払いを始め、COP開催期間中であつたこともあり、国際的にも批判の声があげられた⁽⁶⁾。

石炭火力発電所の輸出戦略の問題を直視し、早急な見直しを

気候危機が進行する中、日本の官民の銀行が依然融資を継続し、数々の石炭火力発電事業を海外で後押ししている姿勢が国際的な批判を浴びないわけではない。気候変動の現実に向き合おうとしない、実質効果ゼロの石炭火力方針をいくら出しても、パリ協定の国際的な目標達成には何ら貢献できない。

さらに、「質の高いインフラ投資」の促進を謳いつつ、日本の官民がダブルスタンダードを利用した公害輸出を依然続けている実態、そして、事業によって多くの現地住民の生活が貧困化し、懸念の声をあげる住民に対する人権侵害や弾圧が続いている現状も看過されるべきではない。

日本政府に対しては、気候変動対策というのであれば、まずは自国の排出の大幅削減、そして地元住民の意思や人権を尊重した形での支援策の実施が強く求められる。

(はたえ・ほづえ、ふかくさ・あゆみ／国際環境NGO FoE Japan 開発と環境チーム)

注

【1】 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai37/>

stryo2.pdf

【2】 <https://www.nrdc.org/resources/power-shift-g20-international-public-finance-from-coal-to-renewables>

【3】 <https://sekitan.jp/jbic/finance>

【4】 中川大臣記者会見録（平成30年1月26日）
<https://www.env.go.jp/annai/kaiken/h30/0126.html>

【5】 データの全内容は左記参照のこと。「JBI C 支援（予定）の海外の石炭火力発電所と日本の石炭火力発電所との環境対策技術比較」
https://sekitan.jp/jbic/wp-content/uploads/2019/01/Comparison-of-pollution-control-tech-btw-japan-overseas_v12.jp.pdf

【6】 「パリ協定」1.5℃目標に反する恥ずべき日本の石炭政策 JBI C がインドネシアの大型石炭火力発電所新設計画に貸付を実行（22カ国296団体賛同）
<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/cirebon/171116.html>

市民意見広告運動のウェブページ刷新と新ロゴマーク

市民の意見30の会・東京のウェブページ刷新に続き、市民意見広告運動のページも新しい内容・体裁になりました。明るい緑色が基色で、デザイナー桜井雄一郎氏作の市民意見広告運動の新ロゴマークを使っています。

保護された通信に対応し、PCとスマートフォンそれぞれに適した画面が表示されるようになりました（写真はスマートフォン用画面）。

<https://www.ikenkoukoku.jp>

「最新情報」の他、「これまでの意見広告」ページでは2003年以来新聞紙上に掲載してきたこれまでの意見広告すべての縮小画像・本文・掲載紙名・賛同者数が参照できるようにしました。

また、「販売物」ページから「9条バッジ」などのグッズ注文が可能になり、「お問い合わせ」からは事務局あてに問い合わせや賛同呼びかけチラシ請求のメールを直接送信できるようになっています。（事務局：岡本和之）



大都市圏へ「還流」されていた原発電力

中 寫 哲 演

「高らかに笑っているのは 滅びの神」

不当な原発立地の歴史と構造は、両極において、重大な歪みを生み出してきた。その典型的な一事例が、このたびの「関西電力の原発マネー不正還流」問題である。一方の極に、高浜原発現地のフィクサー的な森山栄治氏のような存在、他方の極に、原発を遠隔の過疎の町に押し付け、「フクシマ」後も再稼働・延命に妄執し、電気料金を原資とする不正な還流金まで収賄するような関電経営陣の幹部たち。しかし、その根底には、原発電力が過疎・辺境の地から大都市圏へ「還流」されていたという紛れもない事実のあることを軽視してはなるまい。

その他方の極について、「関西電力良し隊」の6月8日付の内部告発状が、「福井から原発を止める裁判の会」に郵送されてきた。その文中には以下のような一節があった。「原発の建設、運転、定期点検、再稼働工事の過程で、工事費等を水増し発

注し、お金を地元有力者、及び国会議員、県会議員、市長、町長等へ還流させるとともに、原子力事業本部幹部職員が現金（億単位）を受け取っていた……そして、その水増し発注工事費は、★電気料金に加算・計上されていた」（原文のまま）と。

例えば、高浜3・4号機の増設前後をふりかえってみよう。1977年秋に「原子力発電に反対する福井県民会議」がとりくんだ増設反対10万人県民署名の達成、78年に発覚した当時の浜田町長（森山助役）の個人口座へ関電から振り込まれた「黒い9億円（10数億円とも、20数億円とも）問題」を、同会議が追及し、町内一円でくりひろげた宣伝行動（町民へのアンケートも）、「高浜の海と子どもたちを守る母の会」による町長や議会への請願活動などを、増設推進派はものともせず、札束が飛び交う町長選挙（78年秋）にのぞんだ。4000票対3600票で、増設の公約を掲げた浜田町長は辛勝、5選をはたした。後日談として、関電や大手ゼネコンの熊谷組、それらの下

請け企業の従業員が住民票を600名も選挙前に移していたことが判明したものの、それを示唆したのが森山助役であったと知らされたのはごく最近のことである。高浜町役場の職員に県庁へ足を運ばせ、県知事あての前記の町民署名分をカメラにおさめさせ、有力な署名者に圧力を加えたのも助役ではなかったかと今では断じざるを得ない。森山氏が還流したのは黒い金ばかりではない。

高浜町の44歳で逝った詩人の大西ひとみさんが、その頃に書いた「笑う」という一篇の詩を紹介しておきたい。

「わたしたちのまちには／密かな笑いがよどんでいる／町長の笑い／電力会社の笑い／漁師の笑い／原発労働者の笑い／それぞれの立場で／ゆがんだ思いを笑っている／原発の町の空の下／逃げ出せる準備のあるものと／行くあてもない人々の／はつきり引かれた線の上で／高らかに笑っているのは／滅びの神」

（1994『大西ひとみ全詩集』より）

不正がなければ、再稼働は許されるのか？

「フクシマ」後の1～2年、大都市圏の市民の中からも湧きあがった反・脱原発の

世論と運動に呼応するかのようになり、霞が関中枢部の超エリートたる若杉冽・著『原発ホワイต์アウト』（2013年9月）と『東京ブラックアウト』（2014年12月）が、いずれも講談社から出版された。その前著の114ページから。

「関東電力の供給区域にお住まいの方が、他の電源よりも安いと信じておられる原発の電気が欲しいのであれば、どうぞ関東で原発を作って動かしてみてください。事故の起きたフクシマだって、ここ新潟だって、関東電力の供給区域の外なのであります。安全だと思われる方が、ぜひ、ご自身の地元で原発を動かしてみてください」

95%がノンフィクションの小説と喧伝されているように、「関東電力」が東京電力、「新潟」が新潟、柏崎と読み替えることはたやすい。この発言者は「新潟県知事の伊豆田清彦」、つまり泉田裕彦新潟県知事がモデルだ。この泉田知事が現実にとどのよう

に失脚させられたかを、この著作ほどリアルに解明してくれるものはあるまい。まだ氷山の一角に過ぎない関電事件の水面下の巨塊に迫るうえでも、また原発に固執し、推進する政・財・官などのリアルな実態を認識するうえでも、一読、再読に値しよう。

さて、「原発銀座・若狭」は、15基もの世界一の密集地帯である。そのうち11基が関西電力の原発。さすがに、美浜1・2号機と大飯1・2号機は廃炉になった。しかし関電は、残る高浜3・4号機と大飯3・4号機は再稼働を強行しているし、40年超の老朽原発（美浜3号機と高浜1・2号機）の再稼働すら企図している。それらの「安全対策工事費」は8千数百億円とも、1兆円をこえるとも言われている。その元請けは大手ゼネコンであり、件の「吉田開発」の特定注もいわば末端の下請けに過ぎない。だからといって、森山氏や吉田開発の行為を免罪するわけにはいかないが。まだ「国策民営」の影がちらつく程度だが、福井選出の稲田朋美衆院議員への森山氏関係の献金（36万円）や関電によるパーティー券の購入（50万円）、世耕弘成・元経産大臣への関西の関連企業からの献金（600万円）、プルのサーマルを推進した経産省職員の高浜町への出向など、微々たる報道に限られている。深く、広く張り巡らされた国策民営の全容解明なしに、今回の事件の安易な幕引きは許されない。

関西電力のホームページによれば、火力発電所は11か所に35基、総出力1696・64万kw。そのうち、日本海側の2か所4基、255万kwを除くと、兵庫・大阪・和歌山

の瀬戸内海沿岸に9か所31基、1441・64万kwが立地していることになる。ところが、原子力発電所は若狭の3町（美浜・おおい・高浜）だけに11基、976・8万kwが集中している。しかも、その電力はすべて超高压電線で関西圏へ送電されてきたのである。本当に電力が必要で安全ならば、数万kwの電力需要しかない若狭に、なぜ「関西」電力の原発が設置され、「フクシマ」の惨禍の後においてすら、事故時に平常値の1万倍もの放射能汚染下で30km圏内の住民が避難する計画をおり込み済みの再稼働が、なぜ強行されるのか？

たとえ新規規制基準に規制委員会が適合していると判断しようが、たとえ裁判所が再稼働を認めようが、仮に今回のような不正が克服されようが、若狭の一住民としては、この根本的な疑問に真つ当な回答を求めずにはいられないのである。

「原発ゼロ法案」の徹底審議と制定を！

原発銀座のど真ん中の小浜市民である私にとって、2019年も原発に明け、原発に暮れようとしている（その小浜市民は過去40余年間、小浜原発の誘致を3回、使用済み核燃料中間貯蔵施設のそれを2回、有権者過半数の署名運動などで阻止してきたのだが）。

2月26日から3月9日までの12日間、私

は通算7回目の断食抗議を執行した。その理由・目的は、①美浜3号機と高浜1・2号機の老朽原発再稼働をめざす「安全対策工事」の中止、②「原発ゼロ法案」の審議開始であった。高浜1・2号の工事に2160億円、美浜3号のそれに1650億円も投入されているのに、工事完成の時点で再稼働阻止を叫んでも虚しいとみなしたからである。

3月19日に大飯3・4号機の運転差し止



10月14日、東京・憲政記念会館で行われた「関西電力の原発マネー不正還流を告発する会」の集会で発言する筆者（撮影：対馬芳）

めの仮処分を、さいたま市民の田内雄司氏（元・日立関係の技術者）と2人だけで福井地裁に提訴、2回の審尋（6、7月）、訴状と16回の主張書面、1～65号証までの証拠書類も提出して集中的にとりくんだが、7月と9月の3、4号再稼働を追認するかのようになり、10月16日に武宮英子裁判長は私たちの申し立てを却下した。若狭への差別的な立地構造、放射性廃棄物の後世代への負担押し付けなどの「倫理的な観点を判断枠組みの根底に」といった私の主張などは一顧だにしない。

そして9月27日、関西電力への不正還流金の衝撃的な第一報以来、全メディアの情報合戦と広範な世論の沸騰によって、さしもの傲慢な関電経営陣のトップも辞任に追い込まれた。が、まだ氷山の一角での緒戦の勝利に過ぎない。水面下の巨塊の解明なくしては、残る7機の廃炉も実現できない。私も呼びかけ人の一人である「関西電力の原発マネー不正還流を告発する会」の真の使命もそこにあるはずだ。

格調の高い前文と25条からなる「原発ゼロ法案」の正式名称は、「原発廃止、エネルギー改革を実現するための改革基本法案」である。とくに、第9条の7項目中、5項目の「実用発電用原子炉等を廃止し、又は使用済燃料の再処理の事業を廃止しよ

うとする者に対し、必要な支援を行なうものとする」とや、7項目の「新たな産業の創出、電気事業者の事業の継続等により、原子力発電所等の周辺の地域の経済の振興及び雇用の確保を図るものとする」とは、注目・留意すべきであろう。なぜなら、再稼働に固執する事業者や、再稼働に同意する地元関係者の根拠が失われる内容なのだから。この「法案」の徹底審議が公明正大に行なわれるならば、自ずと本法の制定に導かれざるを得ないだろう。

「原発動かすな！ 実行委員会@関西・福井」のよびかけによって、若狭・福井と関西を結びレイデモを展開し、12月8日に関西電力本店を包囲する大集会が予定されている。私もぜひそれに加わることにしたい。

（なかじま・てつえん／小浜・明通寺）

*「関西電力の原発マネー不正還流を告発する会」が裁判のために募っている告発人は、当初の目標の1000名をはるかに超え、11月29日現在2526名に達している。

「関西電力の原発マネー不正還流を告発する会」事務局
〒910-0859

福井県福井市日之出3-9-3

原子力発電に反対する福井県民会議気付

ウェブサイト

<http://kandenakan.htmlx-domain.jp/index.html>

「この世界の片隅に」と植民地主義（下）

植松 青児

前号では、主人公さすが終戦の玉音放送を聴いた直後のシーンについて考察した。畑の向こうに掲げられる太極旗（その旗を掲げている者の姿は描かれていないが「光復」を祝う朝鮮人であることは疑いない）を見て、自分が殉じる覚悟でいた戦争が、実は帝国主義戦争にすぎなかったことを、すずは瞬時に理解する、「日本の8月15日」の描写としては極めて稀なシーンである。

このすずの戦争観や国家観の変容に対し、「あまりに唐突な描写ではないか」という批判も散見する。しかし物語の前半に、この伏線とも言えるシーンがあるのだ。それは、さすが広島市江波（えば）の実家・浦野家で暮らしていた1940年代前半に、軍都・広島（広島）の拡張が浦野家に大きな変化を及ぼしたという描写である。これは、江波が軍都・広島によって「軍事植民地」化された描写とも言える。このときの経験が、さすが「太極旗」を見たときに、その意味を深く理解する伏線になった……私はそのように考える。

以下、「この世界の片隅に」で、江波の「軍

事植民地」化がどのように描写されているのか、具体的に見ていきたい。

軍都に蹂躪された漁村・江波

すずは漁村・江波で海苔養殖を営む浦野家の長女として設定されている。「はだしのゲン」を読んだ方は、ゲンが激しい虐めにあう場所として江波を記憶している人も多いだろう。また、福島菊次郎のフォトルポルタージュ「ピカドン」に登場する中村杉松さんも、江波の漁民だった。

原作者がこの史代氏が、「何となく」主人公の出生地を選んだとは考えがたい。おそらくは、「軍都」の加害と被害が重層的に交錯する場所として、主人公の出生地に江波を選んだのだ。

以下、その「重層性」を具体的に見ていきたい。

物語の冒頭は、5歳のすずが海苔を広島市中心部・中島本町の乾物商に納入するシーンで始まる。すずを乗せた舟が川を上るにつれ風景は漁村から都市に変わっていく。距離にしてわずか3km、行政上も広島

市の内部ではあるが、江波が都市・広島

の「外部」にあることが示唆される（ちなみに中島本町は45年広島原爆の爆心地として、完全に消滅し、現在は記念公園の芝生地になっ

ている）。その後のシーンでは、浦野家が家族総出で海苔を収穫していることが描かれる。

昭和18年にすずの結婚が決められた日も、すずは海苔の収穫で働いている。しかし、すずは江波から西に3km、草津地区の親戚・森田家で収穫の手伝いをしている。それはなぜか。

その理由が、その後のシーンですずの父親・十郎の口から発せられる。十郎は、求婚に訪れた北條周作と、その父・円太郎に向かつてこう述べる。

「うちも海苔を作りよりしましたが3年前



の埋め立てでやめましたのう」

「今はそこに出来た工場に勤めよりますわ」

さらに、親が勝手に決めた結婚に戸惑う
すが、近くの江波山に登って海を見つめ
るシーンには、江波の西側にある観音地区
に、埋め立て地と工場が描き込まれている。

つまり、ここでは「両親がはずの結婚を
勝手に決めてしまう」家父長制の暴力の物
語と並行して「漁村・江波（および観音）の
破壊」「埋め立て地に工場が建つ」という
出来事も描かれているのである。

では、どんな企業のどんな工場が建てら
れたのか。

原作でも映画でも企業名は固有名詞は明
示されない。しかし史料を調べるまでもな
く、江波と観音の両埋め立て地に建設され
た工場の企業名は特定できる。なぜなら現
在も同じ場所で作業中だからだ。

その企業の現在の名称は、三菱重工業株
式会社。昨春秋、韓国の法廷で勝訴した元
徴用工は、この三菱重工の名古屋、そして
ここ広島の両工場働いていた。

三菱広島は人間魚雷も製造

広島市発行の『あの日まで、そしてあ
の日から 広島市被爆70年史』（2018年）
には、この両地区に三菱の工場が建つに至

る経緯がわかりやすく記述されている。

この地区の埋め立ては、当初「広島工業
港」事業計画として計画された。しかし、
埋め立てを行なうには、当該地区の漁民の
漁業権を補償する必要がある以上、なか
か計画は進展しない。けっきょく広島県が
この事業計画概要を定めた（二部は広島市の
事業）のは、日中戦争開始後の39年である。
大日本帝国が巨大な侵略戦争を始め、その
継続のため軍都を拡張する必要にかられた
とき、この計画は一気に進んでいく。

そのことを象徴するのが当時の相川勝
八・広島県知事が発した言葉である。前掲
の『広島市被爆70年史』には、彼が「国家
重大時期に於ける本事業の使命」を強調し、
さらには「私は男である。諸君も男である。
国非常時に相共に協力して奉公すべきであ
る」と観音地区の漁業関係者に語ったこと
が書かれている。

まさに戦争継続という国策のために、江
波など広島市の河口部は埋め立てられ、海
苔・カキ養殖の漁場が破壊されたのだ。

そして44年には江波の埋め立て地に三菱
重工広島製作所が、隣の観音地区埋め立て
地に三菱重工広島機械製作所が建設され
る。両工場は、軍用の船舶の生産や補修を
担う。そして江波の工場では「人間魚雷」
が生産されたことも明らかにしている。

このようにして「軍都」の外部にあった
漁村・江波は、アジア太平洋戦の長期化に
伴って軍都・広島内部に飲み込まれてい
く。

江波の朝鮮人徴用工

それだけではない。

中国全面侵略を始めて以降、日本国内で
は常時100万人以上の成年男子が徴兵さ
れ戦地に送り出されていく。それは、その
数だけの男性労働力の減少を意味する。そ
の減少分をどうやって補うか。

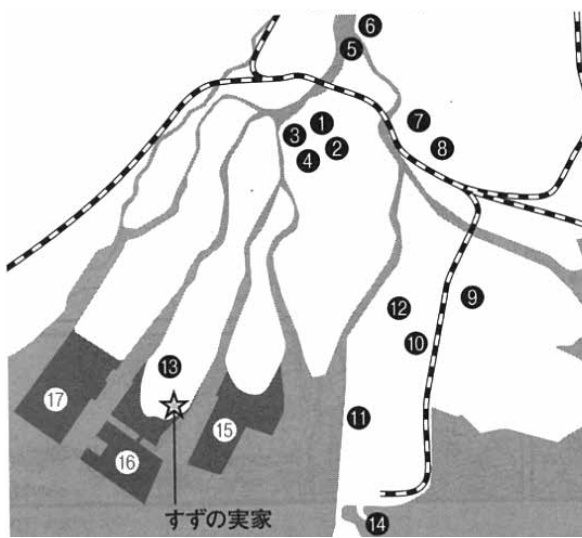
そのために、女性労働力が兵器工場に投
入される。少年男性も「少年工」として投
入される。そして、植民地朝鮮から男女労
働力が調達される。植民地から「内地」へ
の労働力の移動は、第一には雇用側の労働
力不足が大きな動因だったのである。

朝鮮人労働者は、まず埋め立ての土木事
業に投入された。筆者（植松）の母方の祖
父は、土木会社・水野組の社員として、広
島工業港「第1区」埋立事業（ちなみに江波
は第2区、観音は第3区）に従事したが、同
工事で朝鮮人労働者を使用していたことを
長女（筆者の母）に話していたという。

そして、三菱の両工場にも朝鮮人徴用工
は投入された。『広島市被爆70年史』によ
れば、両工場は約2000人の朝鮮人徴用

工を雇用している。それでも労働力不足は著しく、必要な労働者数22150人に対して、勤務人員は11833だったと言う。さらに、江波や観音の漁民の「その後」についてもふれておく必要があるだろう。主人公すずの父親・浦野十郎は三菱の工場に就職する。ただし彼の待遇は徴用工と同様のものだったろう。というのは、造船工は一定の技術と熟練が必要な職種であるため、未経験で、さらに40歳以上と推定される十郎は、非熟練労働の部門に配属されたに違いないからだ。

他方、広島から出て満州に開拓民として移住した漁民たちの存在が『広島市被爆70



軍都・広島の主な軍事施設

①陸軍第5師団司令部 ②歩兵 ③砲兵隊 ④西練兵場
⑤工兵隊 ⑥射撃場 ⑦騎兵隊 ⑧東練兵場 ⑨兵器支廠
⑩被服支廠 ⑪糧秣支廠 ⑫要塞砲兵連隊 ⑬射撃場
⑭宇品港

広島工業港事業により、以下の施設や工場も建てられた。

⑮陸軍吉島飛行場 ⑯三菱重工広島造船所 ⑰三菱重工
広島機械製作所

『旧広島陸軍被服支廠倉庫 見、知り、訪れ、想う。』（アー
キウォーク広島、2017年）などをもとに筆者作成

「光復」を祝う朝鮮人住民が掲げる太極旗を見たとき、すずは涙を流しながら「ああ、暴力で従えとったということか」「じゃけえ暴力に屈するいうことかね」「それがこの国の正体かね」とつぶやく。このとき、すずは江波が「暴力で従え」させられ、漁場を破壊されたときの記憶を想起したのではないだろう

年史』に記されている。江波（および向洋）の漁民たちは44年に「開拓団」を結成し、満州に移住した。もちろん無人だった土地に移住したのではない。関東軍や武装開拓者がもともと住んでいた住民を追い出し、抵抗する住民を鎮圧したのちに「入植」したのだ。

このように、江波という地域は戦争と植民地主義の加害・被害が重層的に折り重なっているのである。

すずから「学ぶ」ことの重要性

このことを念頭に置いて、もういちど45年8月15日のシーンに戻って考えたい。

か。そして、すずは日本（および広島や呉）の歴史を大きく「読み替え」ていったのだ。さて、わたしたち戦後の日本人は、どれだけ日本の歴史を、あるいは広島を、呉を「読み替え」たのだろうか。空襲で右手を失ったすずの悲劇に感情移入するだけではなく、8月15日のすずの思考と態度から「学ぶ」必要はあるのではないか。すずの思考と態度は、日本の戦後の「未完の可能性」を示唆しているのではないか。

最後に、紙数の都合で詳細は割愛するが、この作品はジェンダーの視点から読み解いていくことが重要だと思う。今年12月に公開される映画版のロングバージョン「この世界のさらにいくつもの片隅に」は、呉の朝日遊廓で働く女性・白木リンの登場シーンが多く盛り込まれる予定である。侵略先での日本軍「慰安婦」と同じような境遇を生きたリンの視点から、広島と呉の歴史を「読み替え」ていくことも重要である。

（うえまつ・せいじ／雑誌編集者、広島原爆被爆3世）

〈象徴天皇教の祝祭ナシヨナリズム〉批判

弾圧と天皇制タブーの関係

——新天皇「即位」(代替わり)問答③

天野 恵一



——10月22日「新天皇即位」儀式、台風被害のひろがりが確認されつつある状況下だったから、さすがにハデなパレードだけは延期になったけど、とうとう実施されましたね。マスコミのハデな祝祭と

賛美報道の洪水、それに対応する抗議デモへの3名の逮捕者を出す大弾圧。ウンザリでしょうけど、あらかたこまめに読んでいるのだからどうぞ……。

天野 ウン、報道の内容の批判はきりがないし、情報はあふれかえっているけど、〈象徴天皇教〉そのものへの批判的切り込みは、ほぼゼロ。「祝祭」と「賛美」の語り口が少し違うというだけ、「宗教の自由」の点からの疑問提示も「祝祭」ナシヨナリズムにのみこまれた土俵で表現されているだけ、みな、前回通り神サマ儀式のオンパレードを前にひどいもんだね。新しい批判の切り口はないから、ここでは、〈弾圧と天皇タブー〉というテーマの方で少しまた話したいね。

——でも、共産党だけは参加しなかったでしょう。その点については、今までの話もあるから、少しコメントしてください。

天野 その事自体はよかったと思うよ。当然のことだけどね。

——それでは、ご自由に、アツ、もう一つ、関連するけど、前号「読者のおたより」の声、どういうわけか、またほめられてますね、「天野さんの『会話的文』はわかりやすくよい」と(笑)。でも、その後、「ただ、共産党や渡辺治さんらをあれだけ『悪者』にしてみましょうと『かすかな希望』を消すことにならないかな」と続けていますが、これには答えてください。

天野 ウーン、民主主義に対立する世襲君主制の天皇制は原理として認めない。こういうかつての共産党の政治スタンスは、共産党に残された「かすかな希望」だったですよね。僕からすれば、それを自分の手で消してしまうような愚行を残念に思っているだけなんです。それに「悪者」なんていう倫理的非難をする意思是、まったくないもん。憲法自体が敵対矛盾する原理を内包してしまっている。その〈敵対矛盾〉している事実を明らかにしつつ、絶対平和主義・人権尊重主義・「主権在民」デモクラシーの三原理の方の総体的意味を論ずべき

でしょう。〈天皇原理〉が強まれば「三原理」は自動的に破壊されてしまうのだから、「退位・即位」のこの間の天皇儀礼の政治プロセスは、そういう破壊プロセスとして成立している。それに対して、民主主義に適合的な天皇儀礼を、という主張ではのみこまれてしまうでしょう、象徴天皇制に。原理的に調和しないものなんだから、それに調和しない三原理だからこそ、積極的意味があるんでしょように。

——それが、天野さんの持論ね、それなりに理解できるようにしたわ。でも……矛盾は自覚しているから「賀詞」に賛成しても、式典不参加というジグザグになっているんじゃないの。

天野 もちろん、矛盾は感じ続けていると思うし、それは論理的にも表明されています。でも、〈原理的敵対矛盾〉ではなくまったくの調整(調和)可能なものという位置づけにまで、後退してしまっています。

だって、世襲の国家まるがかえの、常に絶対的に賛美され、裏で神がかり儀礼をやっている象徴天皇一族なんて存在、そういう特権的存在は、下の者(ひたすら差別される人)を常に生みだすことになるでしょう。そんな社会にまともな民主主義も人権もありえないでしょうが。戦争責任・植民地支配の最高責任者(制度)でありながら、まったく責任を取らずに延命し続けている、と

いう問題だけではなく、この差別の根源ともいべき「天皇制」をとりあえず認めるという論理は、理解しがたい。

ついでに言えば、僕たちは戦後憲法に一章（天皇条項）がある以上、憲法論理の土俵それ自体を拒否すべし、という気分、その前提で反天皇制運動をスタートさせました。しかし、あれこれの「公的行為」の拡大を通して、象徴天皇制支配（マスコミしかの権威づけ）が拡大し続けるプロセスに、一つ一つ反対行動を積みあげながら、反安保（基地）九条護憲運動の流れをつくりだしてきた戦後の体制批判の運動の広がりを見無視すべきでないなど、強く思いだし、憲法論の土俵でも、反天皇制の主張を、どうくりひろげるかという視角も、練り込んで考えるように、時間とともになって来たんです。こういう問題を考えた時、渡辺さんらの理論的な仕事は、たいへん参考になったんですよ。その渡辺さんまでもが……。

——残念に思うゆえの、理論的批判、そう言いたいわけですね。

天野 ハイ、ハイ。ですから、ごく少数派になっても「天皇制いらない！」の声は、今も全国各地で、集会・デモというかたちで噴出しています。それは私たちだけではいいのです。マスコミはほとんど無視していますが。脅迫と弾圧に屈することなく、

長く持続されているこの運動のうねりだけが、僕たちにとっては本当の（かすかな希望）なんですよ。

東京の「終わりにしよう天皇制！『代替わり』反対ネットワーク」（おわてんネット）の「10・22」の集会とデモへの弾圧の方の問題に移りますね。

——ハイ。この弾圧への救済活動のアピールは連続的に素早く出しましたから読んでます。天野さんの嫌いな、コンピュータ・パワーのフル展開。すばらしいスピードでした（笑）。

天野 ハイ、ハイ、ハイ。便利だから、すぐつくり出された「弾圧救援会」の声明からその状況説明を引きますね。

「警視庁は、20年ぶりに設置されたという『最高警備本部』による弾圧態勢を背景に、この日のデモへの敵対的妨害を露骨におこないました。デモを両側から規制する重装備の機動隊は、参加者に手を出して腕をつかみ、押し、耳元で『早く進め！』と大声を張り上げるなどの妨害をくりかえしました。／逮捕弾圧は立て続けに起こりました。機動隊の妨害に『触るな』と抗議していた仲間3名が突然『公妨！』『確保！』のかけ声とともに機動隊に体を押さえ込まれ、地面に引き倒され、逮捕されてしまったのです！ 白昼の不当逮捕です」（10月24日の第一声明）

——逮捕を目的とした、まったくの不当弾圧。
天野 もちろん。もっとひどいプロセスがありました。第二声明（10月27日）の方にい

くね。
「10月25日に東京地検・森長検事は逮捕した3名の勾留（10日間…勾留期限11月2日）を東京地裁に請求。東京地裁は25日午後2時半ごろ、この勾留請求を却下しました。つまり釈放の決定です。本来は当たり前のことですが、『司法の独立』など絵空事のこの国においては、検察の勾留請求を裁判所が却下することは大変珍しいのです。／それくらい今回の弾圧が、天皇即位式反対の声をつぶすために準備・強行された不当弾圧だということです」
——でも、この時釈放されたのは1人だけだったんですよ。

天野 ウン。「声明」の続きがあります。
「東京地検はこの決定に『準抗告』をしました。勾留却下決定を不服として再び東京地裁に申し立てたのです。13部は準抗告を棄却し、築地署に勾留されている仲間は無事釈放されました。／ところが東京地裁8部・刑事17部は夜半にかけても準抗告の審理を続け、夜9時ごろなんとこの準抗告を認めてしまったのです！／これで湾岸署と大井署にいる仲間の釈放は取り消され10日間勾留が認められてしまいました！」

この「声明」には救援会の差し入れを「殺すぞ!」と脅迫した刑事がいたこともレポートされていますが、取り調べも、とんでもない人権無視の特高警察まがいのものであったようです。「第三声明」(11月1日)の方を読みますね。「被弾圧者は警察の差別的・屈辱的な取り調べに黙秘で闘いました」。弁護士は接見をスケジュールを組んでガンバってくれたという話も聞いています。取り調べが人権無視のメチャクチャなものだったからですね。「天皇弾圧」はなんでもあり。

——ウーン、「伝統」ですね。

天野 人権無視の弾圧マシーンという天皇制の国家主義警察の「伝統」は「象徴」にかわろうが、生き続けていますよ。今にはじまったことでは、まったくくない。この間答無用の「非合法」弾圧の方からも象徴天皇制について考えてみるべきだと思います。それと「即位」へ向かう中で逮捕弾圧は実はこの3人だけではなかったのです。この「おわてんネット」で共に闘っている政治グループの北海道での取り組みがあり、そこでも中心メンバーの1人がまったく信じられない理由で10月16日に逮捕されています。こちら「統一共産党」名の抗議声明(10月20日)をひきますね。「今回の容疑は、昨年11月闘病の末亡くなった友人の依頼を

受けて入院中から生活費や病院の支払いなどを友人の口座から行なっていた行為を犯罪としてでっち上げるものである」

家宅捜査の口実づくり、他のメンバーの任意出頭の強要ということらしい。まったくの「思想」に対する政治弾圧。非合法は警察の方です。天皇問題についてはウルトラな思想警察であたりまえなんですね。

——そんなことじゃ、誰でも逮捕されちゃうじゃない。恐ろしい!

天野 ウーン。声明も「市民生活で誰でもが通常行っている行為を『犯罪』とデッチ上げる許し難い弾圧」と言っていますね。

——で、もう出されたの。

天野 ハイ、東京の2人と同時に釈放されたようですね。逮捕して調べるための理由も根拠もないメチャクチャなデッチ上げですからね。こういう警察の態度が、右翼の暴力的脅迫とともに、「天皇制タブー」をつくり強化してきているんですね。サマサマづけのマスコミの絶対神聖報道の大量のタレ流しがもちろんその表側にあります。

マスコミは「言論の自由」を守れと、一般的にはよく主張していますが、「天皇報道」が言論の自由なんか破壊し続けている事実を忘れるわけにはいかないうでしょう。この間、そういう思いを強めました。

——でも、マスコミも象徴天皇制についての積極

的な論議を、とこの間呼びかけていますよ。

天野 でも、こぞって絶対敬語をちりばめて、正面からの否認はまるごと排除して日本伝統天皇賛美。それを尊重しないのは日本人じゃないというムードは、この間のマスコミ報道によってこそつくりだされているじゃないですか。右翼のように公然と「非国民」呼ばわりはしないけれど、もった、タチが悪い。

——ハイ、お怒りの発言はそこまで。

天野 天皇(皇族)は自分たちの存在自体で「主権在民」デモクラシー憲法原理をそのように破壊しているのに「憲法にのっとり」と「即位式」で「護憲」ポーズの発言。「神の座」「高御座たかみくら」の上から「臣下」に向かったの「お言葉」だ。「国民の幸せを願う」というのなら、一晩のこの儀式のために27億以上も使う超ムダ使いなどやめてあふれる災害の被害者たちを救援するカンパにまわしたらよかったんじゃないですか。いろんな被災地に出かけて、心配のポーズをマスコミを舞台に示し続けている皇室の人たち、これでは「欺瞞と偽善」がすごすぎませんか。

(あまの・やすかず／反天皇制運動連絡会)

月に一度の週末、妻と墓参りを欠かさなようにしている。昨年亡くなった義弟の骨は納めてないが卒塔婆を立てて、わたしの両親といっしょにそこに眠っていることにした。地下鉄の千駄木駅で降り、谷中にある寺の門をくぐり、線香をあげ合掌し、こんどはJR日暮里駅から銀座か新宿に向かい、映画を見る。これが1日のコースだ。その日暮里駅前にお気に入りの蕎麦屋がある。カツ井や親子丼もあり、メニューは大衆的だが、手打ち麺には舌鼓を打たされる。この品書きの鷹揚さが肩の力を抜いてくれる。

連載エッセイ 第74回

昼下がりの蕎麦屋で

鈴木一誌

店は空いており、少し離れたところに男性がふたりいて、肴をつまみながら呑んでいる。ひとりだと外界への関心度が高まるようで、つい彼らの話に耳をそばだてる。大学の同級生だろうか。大阪の大手商社会社員が出張で東京に出てきて、久しぶりに旧交をあためているらしい。片方は「ちかぢか離婚をするのだが、だからといって喧嘩ばかりをしているわけではない」と語る。いっぽうは、「こちら、ジャズコンサートに誘っても来ないんだ。ふたりでテニス

間的な場所での対話だ。

ふたりの名前や身元を知りはしないが、顔は見えている。彼らは、自身の顔に責任をもちながらしゃべっている。半公共空間での顔は、見えていながら、さりげなく忘れていくのがたがいのルールであり、ネット空間のように、おのれの顔を隠蔽しながら、かろうじて把持する匿名の空間ではない。私的空間での会話は他人が聞けないし、公道での会話は誰も気にも留めないが、半公共空間では、なかば匿名的なまま、かなりの本音をともなう言葉が行き交う。児童虐待や家庭内暴力の相談窓口が、会話を解き放つこうした半公共空間であれば、と願う。(ゆ

帰り道の蕎麦屋が楽しみで墓参しているのではないか、とさえ思う。その後ろめたさを住職に懺悔したところ、「おいしい蕎麦をふくめて仏さまへのお参りです」と告げられた。毎月、おなじ店に通うのだから、結果として客の定点観測のようになる。土地柄、墓参りらしき客は多い。老夫婦が静かに食べているのを見かける。法事のついでのグループや観光客も眼につく。フランス語を話しながら上手に蕎麦をたぐるひともある。

先日の午後3時ころ、妻が同行できずにひとりで席に座っていた。昼どきをすぎた

をして、かろうじて繋がっている」と応じている。

あまりの私的な会話に驚く。いや、聞かれる可能性のある私的な会話を誘う空間の寛容さに驚いたというべきだろう。先を聞きたくて、冷酒を3杯も平らげてしまった。気取った店でも、喧騒渦巻く大衆的な店でも、こうはいかない。(半公共空間)との言葉を思いうかべる。公道でもなく、密室でもない。我を忘れて泣き叫ぶでもなく、取ってつけたような公式見解でもない、中

るさ)としての(半)である。考えてみればデモ行進は、公道を半公共空間へと変成させる行為だった。

蕎麦屋は荒川区に属し、寺は道を一本はさんだ台東区にある。その台東区は台風19号の際、避難所を訪れた「住所がない」ホームレス男性ふたりの受け入れを拒んだという。担当者は自身の顔に責任をもっていたのか。

(すずき・ひとし/ブック・デザイナー、題字デザインも筆者)

のら 反安保の原点を問い闘い続ける 運動場 伊達判決を生かす会 運現

島田 清作

今年は、立川基地の拡張を阻止し米軍を立川から追い出した砂川闘争の勝利からちょうど50年目の年である。1969年12月1日、全ての米軍の部隊は隣の横田基地に移り、77年の立川基地全面返還の第一歩となった。

立川基地は、1950年代の朝鮮戦争、1960年代のベトナム戦争において米軍の輸送拠点として使われ、兵員や武器弾薬を積んだ輸送機が飛び立ち、戦地からは負傷兵や遺体が運び込まれ、立川の街には酒と女を求める荒れた兵隊があふれ出していた。

1953年、朝鮮戦争が休戦になると米軍は急いで滑走路の延長を計画し、55年5月、滑走路の北側に位置する砂川町に土地の提供を求めてきた。5月8日、150戸の農民たちは砂川町基地拡張反対同盟を結成して決起集会を開き、12日には町議会が拡張反対を決議、それ以降、町長は国や都の土地取り上げ策動に一切非協力の方針を貫いた。

土地収用の為の強制測量に対し農民は支

援の労働者・学生と共にスクラムを組んですわり込み、警官の暴力的弾圧に屈せず流血の闘いを闘い抜いた。また、弁護士、国会議員、市民もその闘いを支援して共に闘い、1967年の東京都知事選挙で美濃部革新知事が誕生したことで都収用委員会が土地収用を中止したこともあって、68年12月、米軍は遂に拡張を断念、69年11月をもって立川から逃げ出したのである。

旧日本軍の立川飛行場を接收した米軍は46年には滑走路を延長するために砂川の農地を銃剣とブルドーザで奪ったが、55年に再度の拡張をつきつけられた農民はそれに反対すると共に、敗戦直後で抵抗も出来ずに奪われた土地の返還を求める訴訟を56年4月から始めた。そして57年7月、その土地を継続して使用するための測量を強行する国に対し、抗議し中止させるために柵を踏み倒して基地に立ち入った。

それに対して国側は、日米安保条約に基づき刑事特別法違反の罪で支援の労働者・学生23人を逮捕しその内7人を起訴したが、東京地方裁判所の伊達秋雄裁判長は、



1957年7月8日、基地内土地の測量を阻止するために闘う全学連（右から2人目が筆者、写真提供も）

59年3月30日、「駐留米軍は憲法違反であり存在は許されない。基地立入りは無罪」という判決を下した。世にいう「伊達判決」であり、今年はそれから60年目の年でもある。

この判決に驚愕した日米政府はこれを覆すために高裁を跳び超えて最高裁に跳躍上告した。最高裁の田中耕太郎長官は、こと

砂川事件裁判国家賠償 請求訴訟ニュース

2019年11月4日発行

【第2号】

第2回口頭弁論 開かれる

第3回口頭弁論は2020年2月12日(水)14:00～

東京地裁第103号法廷

第2回口頭弁論および報告会にもたくさんの方々に来ていただき、誠にありがとうございました。
引き続き、第3回口頭弁論にもお誘い合わせの上、傍聴ご参加下さい。よろしくお願ひいたします!!

◆注目の第2回法廷◆

10月2日14時から東京地裁第103号法廷で開かれた第2回口頭弁論には、約80名に傍聴していた。前回より目立ったのが、裁判所側の神経質ともいえるべき対応。初回よりも多くの職員が配置され、開始前から細かな注意事項を傍聴者に繰り返す。それは裁判が始まってからも続いた。何かを恐れている、何かに怯えている感じといった少し言い過ぎであろうか。

14時、開廷。傍聴席から見て左側が原告団。前列に武内夏子、細川潔、山田智明各弁護士、後列に土屋謙太郎、坂田和子の両原告。中央の証言台を挟んで右側に国の代理人(高田昌弘、佐々木亮、米山理)。正面の法廷に大嶋洋志裁判長、両側に斎藤孝、上村江里子の各陪席裁判官。

裁判官の「それでは始めます。聞かれますか?」という言葉から口頭弁論はスタートした。

◆弁護団による口頭陳述◆

冒頭、裁判長より、次の法廷が入っているので原告代表の陳述を10分にして下さいとの話があった。裁判所の都合を付度しないと言わんばかりの裁判長の態度が最初から鼻につく。武内弁護士は口頭陳述で、国の答弁書と準備書面(1)の数字の問題点、おかしな点を厳しく追及した。

(1)国は6月12日の第1回口頭弁論で、米国立公文書館から見つかった文書に書いてあることについて事実確認をするので認否を留保し、調査に3カ月ほど必要とのことで本日を迎えた。ところが、9月2日に国から出された準備書面を見ても、確認のための調査の結果が出ていない。しかも、本件公文書については存在そのものについて「知らない」と答弁している。

(2)また、文書の内容についても、マッカーサー大使が実際に書いたものかどうか分からない、などと書いている。(日本国が米国立公文書館の文書の信憑性に疑問を呈するとは前代未聞!)

(3)この文書自体が本当に米国立公文書館にあるかどうかなど、「日本国」として問い合わせればすぐに分かることなのにそれさえもしていない。(確認して本物だと言われたらいいよ否定できなく不都合だからしないのか?)

(4)これらは議論以前の問題で、被告は日本国でありながら、無用な争点を作っている。

(1)

「砂川事件裁判国家賠償請求訴訟ニュース・第2号」(発行:伊達判決を生かす会)

もあろうに駐日アメリカ大使らと共謀して裁判を進め、その年の12月16日、伊達判決を破棄する決定を下し、1ヵ月後の60年1月19日、日米政府は安保改訂の調印を行った。60年安保闘争は燃え上がったが、安保条約はそのまま続き米軍基地も残ったままである。

2008年になって新原昭治さんら3人の研究者がアメリカ国立公文書館で、アメリカ大使と田中最高裁長官との密談を記録した文書などを発見・公表したのを契機に、

当時の砂川闘争の関係者らが中心になって「伊達判決を生かす会」を結成し、安倍内閣が進める砂川最高裁決定を法的根拠にした集団的自衛権合憲の閣議決定や安保法制を糾弾する闘いに取り組みと共に、改憲策動を阻止する為に奮闘している。元刑特法被告による砂川事件裁判国家賠償請求訴訟でも国側を追いつめている。皆さんのご協力を心から願ひします。

(しまだ・せいさく/伊達判決を生かす会共同代表)

*「伊達判決を生かす会」では砂川事件裁判国家賠償請求訴訟を支えるカンパを募っている。

郵便振込口座 00130-5-433083

(名義)伊達判決を生かす会

通信欄に必ず「国賠支援」と記入のこと。

「伊達判決を生かす会」

〒102-0085 東京都千代田区六番町1 自治労会館2階 自治退気付

電話 03-3262-5546 F A X 03-3263-2481

開催迫る! ぜひお運びください!

ピープルズ・プラン研究所

「平成」代替わりを問う」連続講座

第2期第5回

現在の「日韓関係」を天皇制の植民地支配の責任をふまえて考える

*問題提起

・問われなかった植民地支配責任

・「侵略」神社の歴史

・辻子実(靖国参拝違憲訴訟の会)

・天皇の「植民地大権」をめぐる

・天野恵一(反天皇制運動連絡会)

・司会 松井隆志(ピープルズ・プラン研究所)

*日時 12月14日(土)午後5時から

(開場:午後4時30分)

*場所 ピープルズ・プラン研究所

〒112-0001

東京都文京区関口1-44-3

信生堂ビル2階

電話 03-6424-5748

*参加費 800円

*主催 ピープルズ・プラン研究所

「市民の意見30の会・東京」編集委員会

放射能測定 of 30 年

たんぽぽ舎 鈴木 千津子さんに聞く

「私たちの活動の柱の一つは放射能測定、鈴木さんがいなければ不可能でした」と、柳田真さんが話されたのは「たんぽぽ舎30周年記念集会」の後だった。

たんぽぽ舎には3台の微量放射能測定器がある（1台は同居している「放射能汚染食品測定室」のもの）。1号器は重さが400キロ近くある文字通りの重鎮。底には鉄板を敷き、業者が5人がかりで5時間もかかって設置したという。オーダーメイドなので、ソフト代も含めると値段は1台600万円近くになる。これをなんと私財を投じて購入されたのがたんぽぽ舎の共同代表である鈴木千津子さんだという話をうかがい、神田三崎町にあるたんぽぽ舎の事務所にお邪魔してもうひとつの「たんぽぽ舎30周年」についてお聞きした。

測定器を購入したいという話が出たのは、チェルノブイリ原発事故報道があった直後、教育会館で集会をしていたメンバーが集まった場でのことでした。当時私は青山や銀座に店を持つニットデザイナーで、



たんぽぽ舎の微量放射能測定器（左：1号器、右：2号器）

東京都主催の「訓練校」にかなりの厚遇で技術指導に呼ばれて行っていました。2年目の年に、この方は「労働運動を続けるために昇進を辞退した人です」と紹介されたのが柳田さんでした。ある日また偶然出

会った際、事務所にご案内しますといわれて現代思想社（協同事務所）での勉強会に参加。でも回りは地域で活動している人ばかりで、たいして関心もなく参加した私は針のむしろ状態。この日もまた同様でしたが、行政に頼めば測定器の入手まで2年しかかかると、それでは遅いと皆が悩むのを見て、器械の提供だけするつもりで500万円持つて知り合いの業者さんに相談に行ったのです。

その業者さんは、うちの社員がこの話を受けたとしたら蹴っているところだけれどあなたは真剣そうだからやってみることにしましょうと言って、6か月で頑張つて測定器を作ってくれました。ところが出来上がった器械を協同事務所の仲間が、自分の地域に設置したがる。たんぽぽ舎ができ、専従者を頼もうとすれば高額な給与を要求されるし雑用も多いので、事務所の留守番と測定を結局私がやることに。器械には素人の私が、つてを頼りに東大に通つてアイソトープ研究所の小泉好延さんから特訓をうけました。しよせん器械だから絶対はない、と思っではいたけれど当時は手動式で、結構壊れて心臓部を取り替えるると120万円とか、20年余りの間に修繕費だけで400万円近くかかりました。

チェルノブイリ後、10年くらいで食品か



会議室として運営するスペースたんぽぽで
語る鈴木さん

ら放射性物質がほとんど検出されなくなった時に多くの測定所が活動をやめていきましたが、私は「ゼロ」を測定することに意義があると思って、継続しか頭にありませんでした。このころ、測定器の存在を世間はおろか、スタッフも忘れていたと思います。

2011・3・11の事故が起きたとき、民間で唯一のメンテナンスされていた器械として、全国からたんぽぽ舎に放射能測定依頼が殺到しました。スタッフを4人雇って検査の日々、目覚まし時計を4つもかけて終電やタクシーで帰りました。現場で気絶したことも2回あります。

放射能汚染の可能性がある時、一般の人たちは何を食べていいのか、パニックになり悩むのです。風評被害というのは行政の

責任です。放射性物質が出たのか出ないのか、情報がきちんと伝わるのが大切で、農家のためにただ買ってあげようという運動はおかしい。まして買ってあげた後で捨てるなどは論外と思います。汚染食品は行政が弁償すべきもので、情報の提供と公開、そして正しく補償する行政が必要です。

測定をやめなかったおかげで、事故直後の最も必要な時期にたんぽぽ舎はフル稼働できました。市民の側からの汚染監視体制の強化を、今後も続けていきたいと思っています。生協の依頼ですと継続している牛乳の測定値などはネットで公表もしています。

測定時間は20万秒（55時間）か2時間の簡易測定が主流ですが、20万秒かけると意外な検出結果が出たりする。時間をかけたほうが正確です。どの器械でどう測るかは私が独自判断で決めています。測定実費は一検体につき、一般は7千円、たんぽぽ舎会員は6千円です。

私は極楽とんぼで、当たり前に笑って暮らしたいと思い、普通に、少し無駄もして、続けていくことを目指してきました。30年前、知り合いの不動産屋さんから保証人無しでたんぽぽ舎の事務所を借りることができました。今の事務所は外から中が見えて誰もが入りやすいガラス張りの入り口にこ

だわりました。冷蔵庫、クーラー、ソファなどもそろえました。そのことで運動が地に落ちたなどと陰口をたたかれることもありましたが、私は屁の河童でした。ずっと赤字ですが、事務所の家賃だけは遅れたことがないんですよ。大家さんはその後、「えっ、原発関連団体ですか」と驚かれたけれど、たんぽぽ舎の小冊子を読んでくださっています。

財政を支えて、運動する人たちの「箱」を守るのが私の運動だと思っています。38歳で柳田さんに出会って今72才。この出会いがなければ今でも銀座を闊歩していたかも……です。

柳田さんは、いろんな人に声をかけて運動を成立させる人。それも心中するくらいの心意気で。都庁に勤められていたところに公害研究会、そして原発研究会を立ち上げ、それを母体にたんぽぽ舎が生まれました。そして阪神淡路大震災後の地震研究会に人を呼び集められた、広瀬隆さん、島村英紀さん、菅井益郎さんなどが今もたんぽぽ舎を支えてくださっています。故生越忠さん、故藤田祐幸さんにも亡くなる直前まで支えていただきました。

（すずき・ちずこ／たんぽぽ舎共同代表
（まとめ 阿部めぐみ／本誌編集委員）

マネキンフラッシュモブ あいちトリエンナーレへ

「表現の不自由展・その後」に出展

朝倉 優子

フラッシュモブ訴訟

マネキンフラッシュモブ（以下、モブ）をご存知でしょうか。服装を統一した数名（10名ほど）がプラカード以外なにも持たずに街に現れマネキンのように静止する路上パフォーマンスです。2015年11月神奈川県大和駅前で生まれました。黒ずくめスタイル「アベ政治を許さない」で。ドレスコードとプラカードは毎回変えて進化を遂げてゆき、2016年11月、1周年を記念して挑んだドレスコード＝網タイツ&ピンヒールの「美脚モブ」にはたいへん大きな反響がありました。

まだモブ初期の2016年2月、神奈川県海老名の自由通路で行なったモブに参加した海老名市議に対して海老名市は条例違反を理由に禁止の命令（行政処分）を出しました。そんなバカな！市議への処分の取り消しと、同じ処分が自分たちに及ばないよう処分の差し止めを求めて、2016年

6月、海老名市を提訴しました。「海老名駅前自由通路訴訟（フラッシュモブ訴訟）」です。「市民の意見」160号（2017年2月）に詳しく書かせていただいています。その時はまだ判決の出る前で、第3回口頭弁論で起こった裁判長の異常な訴訟指揮に「この裁判負けるのか？」と一番辛かった頃です。判決は、2017年3月8日、まさかの、勝訴だったわけですが（「市民の意見」161号に勝訴のニュースを載せてくださっています）。著しい交通の妨げにならない限り、駅前広場などの公的空間（パブリックフォーラム）で行なう表現行動は制限されないし、届け出の必要もない、という「街角の表現の自由」をあらためて確認する判決は、海老名市が控訴しなかったことで確定したのです。ほんとうに嬉しかったです。

1年後の2018年2月、2つの朗報が舞い込みます。海老名市が「海老名市海老名駅前自由通路設置条例」（私たちが憲法違反の条例だと主張していたもの）を判決にそうかたに改定するというニュース。もうひとつ



2016年11月12日 神奈川県大和駅プロムナード「#what's TPP」イベントで「美脚モブ」

写真提供：マネキンフラッシュモブ@かながわ

は、県内あちこちの駅頭などに散見していた「この場所で許可なく〇〇を禁ずる」というようなデマ看板の撤去です。自由法曹団が県内のデマ看板を調査し、各自自治体に「法的根拠を示すように」求めたら、「法的根拠がなかった」として、すべて撤去されたのです。ひとつの裁判が社会を変えるんだ、と実感しました。と同時に、自治体や警察署の名前で、長きにわたり市民に向けたデマが垂れ流されていたわけです。私の住む藤沢市にもデマ看板があったので、「そ

もそも誰がいつ法的根拠もなく立てることにしたのか」と担当課をしつこく問い詰めましたが「正確にはわからない」「なんとなく話し合って決めた」との呆れた返答。正しくないことなんかその辺にゴロゴロしているということも実感しました。

「表現の不自由展」消されたものたち

さらに1年後の2019年3月、吉祥寺の武蔵野公会堂で、さいたま市を相手に「表現の自由」を争っていた「九条俳句」が最高裁で勝訴したお祝いの集会にお招きいただき、モブの映像を見ていただきながらフラッシュモブ訴訟のことや「自由の境界線は大いにやっちゃうことでしか守れない」とお話ししました。それが「あいちトリエンナーレ」（以下、あいトリ）の「表現の不自由展・その後」（以下、不自由展）出展に繋がります。同じく登壇された元NHKプロデューサーで武蔵大学教授の永田浩三さんが実は「不自由展」の実行委員で、「公的空間において『表現の自由』を制限され裁判で抗い勝っている」ことが「不自由展」のコンセプトにびつたりだと声を掛けていただいたのです（九条俳句も「不自由展」出展仲間）。「九条俳句」に至っては、ある女性が俳句教室で詠んだ「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」という句が優秀だと選ばれ

たのに「政治的」を理由に公民館便りに掲載されなかった。会報に一行載るか載らないか、そんな小さな小さな「自由」を勝ち取るために4年半も裁判されたのです。頭が下がります。

2015年に東京の小さなギャラリーで催された「表現の不自由展」に私は出掛けています。サブタイトルは「消されたものたち」で、公的施設などで検閲を受けた作品、いわゆるタブーを集めて「今の日本の『表現の自由』はだいじょうぶなのか」と社会に問いかけるものだと思っていたからこそ、巨大な国際芸術祭に「不自由展」を招待するだなんて、あいトリ、やるじゃん！と昂揚しました。開幕からたった3日で中止にされ絶望するとも知らずに……。電凸（でんつう）と呼ばれる一斉電話攻撃と「ガソリン缶持ってお邪魔する」という脅迫に屈して、8月3日、不自由展の展示中止が発表されるや、その日のうちに海外作家が抗議のボイコットを表明。最終的には、あいトリ全体の出展作家95組中88組が抗議声明に賛同。15名が展示ボイコット、もしくは展示を（台無しに）変更しました。

検証委員会を検証せよ

8月9日に大村知事（あいトリ実行委員長）は「あいちトリエンナーレのあり方検証委

員会」を設置すると発表。8月16日に第1回、9月17日に第2回。9月25日の第3回検証委員会で「中間報告」が出ます。結論として「不自由展は再開すべき」だと。あたりまえなんです。不自由展にはなんの違法性もない。中止こそが違法で、不自由展は被害者なんです。そんなの、だからだと検証するまでもなく、原則と法に照らして主催者＝大村知事が判断すればよかったことです。「緊急避難的に中止にさせてください。安全が守れるような体制が整い次第再開します」で済む話です。数日なら許容します。2カ月はあまりにも長すぎました。開いたのは開幕当初の3日間とトータルで（75日間のうち）たった9日間。その責任を検証すべきです。また再開後は、当選確率の低い抽選、鑑賞時間の制限、金属探知機のボディチェック、撮影禁止（禁止が解けてもSNS投稿をしない誓約書）などを来場者に負わせる「見るものの不自由展」でした。

戦争と性暴力のない社会願って

10月8日の再開初日の初回、709人から抽選で当たった30人の来場者の前で、マネキン2人と「平和の少女像」と、3人で「#Me tooモブ」をしました。キムソギョン、キムウンソン夫妻の「平和の少女像」

は戦争と性暴力のない社会を願って作られた作品。なぜ、座っているだけの少女の像がここまで攻撃的になるのか。それは日本の植民地支配や戦争責任の否定と女性差別が入り混じった醜悪なヘイトです。ジェ

ンダー平等を掲げた「あいとり2019」は、差別を許さない、少女像と日本軍慰安婦の尊厳を守る、と真っ先に発信しなければいけなかったんです。河村名古屋市長はもう論外として、「不自由展」を中止にし

た張本人なのに再開のヒーローみたいに振る舞っている大村知事からも聞いたことはありません。

憲法21条が保障し私たちが有する「表現の自由」とは、いったい誰からの自由か。国ですよね。国や行政。なのに、社会がこれを許すとか許さないとか、日本人の心が傷つくだとか、反日だとか政治的だとか左翼的だとか、ましてや政府の見解とちがうとか、「表現の自由」の範囲を社会の中で線引きしようとするのはまったく間違っていると思います。「表現の自由」とは公権力による検閲の禁止です。基本（違法でなければ）なんでもオッケー！

自由展実行委員会が仮処分申立

最後に、支援のお願いです。9月13日に不自由展実行委員会が主催した集会（展示再開を求めて裁判所に仮処分申立をした報告など）に参加



2019年10月8日再開初日、不自由展会場内で「平和の少女像」とコラボ撮影…岡本有佳（不自由展実行委員）

しました。その中で聞いたこと。海外作家が「（日本人は）ひとりずつの頭の中に警察がいる」と言ったそうです。「検閲は内面化した時に完成する」は韓国で検閲と闘った劇作家の言葉だそうです。ゾクツときます。不自由展実行委員会が仮処分申立をして2回の審尋を経て9月30日に裁判所であいとり（大村知事）と合意調書を交わし和解が成立したのでたった6日間でも再開したのです（これを知事も言わないしメディアも書かない）。その弁護士費用や2カ月間の新幹線代&ホテル代等の持ち出し分が366万円だそうです。12月26日までReadyforというクラウドファンディング（左記URL）で活動費を集めています。ぜひ不自由展実行委員会の活動費にご支援をお寄せくださいませんか？ お願いいたします。

<https://readyfor.jp/projects/fujiyu>

（あさくら・ゆうこ／マネキンフラッシュユモブ@かながわ共同代表、バレエピアニスト）

台風19号

東京都で唯一の死者と私

有賀 精一

私は、多摩川の中州で生活する方達へ月に2度のパン配りしています。その中に台風19号の増水でお亡くなりになったOさんがいらっしやいました。

私がOさんに関わり始めたのは昨年の冬からです。彼がいつからここに住んでいたのかは複数情報がありますが、10年以上の長期にわたっていたことは確かです。

彼の居場所は独特で、決して軒をつくらず木陰にブルーシートを敷きその上に布団を敷き、雨の時はその上にさらにブルーシートを被せて凌いでいました。近くには別の野宿者が作った小屋もあり空き家となっていたのですが、勧めても「閉塞されたところはいや」と頑なにあまざらしスタイルを貫いていました。愛想がよく、愚痴を言ったり、怒ったりするところを一度も見ませんでした。社会や政治のことをいろいろと聞かれました。中には彼から哲学のことなど深い話もされた関係者もいました。彼が河川敷の生活について「修行をしている」言っていたことや、また白く長い髪に長いひげの風貌でもあり、親しみも込め仙人と呼ばれていました。

台風19号が来る前の10月4日にパンを渡し会話を交わしたのが最後となってしまいました。近くで同様に野宿をしている方や京浜河川事務所の方も事前に避難をするように働きかけはしたのですが、彼は避難しませんでした。過去に大水が出た際には「周りが海のようになったが木にしがみつiki難を逃れた」と彼から聞いたことがあります。今回の増水はそれをはるかに超えるものだったのでしよう。彼の住んでいた一带はジャングルのように草木が生い茂った場所だったのですが、水にさらわれ、なぎ倒され、砂地のようになっていました。パン配布を始めたのは、知り合いから声をかけられたのがきっかけです。2015年2月からですからもう5年近くになります。浅川や多摩川の河川敷で暮らす人や生活困窮者など20名程にこの間パンを配ってきました。野宿者の数はこの5年で大分減ってきました。日野市域で浅川の野宿者は現在いません。日野市の職員の方たちの説得で生活保護申請をした野宿者もあり、私も職員の皆さんの努力を理解し、連携しながら情報を共有してきた経過もありました。



野宿者の生活環境は厳しい(多摩川中洲入り口にある看板)
写真提供:筆者

私が接した多摩川中洲や浅川の河原で暮らしてきた方たちは、極めて自立心があり、誇り高い気持ちを持っている方たちだと思います。夏の暑さ、蚊や虫の襲撃、冬の寒さに耐えて生活することは並大抵ではありません。ホームレスという言葉だけで上から目線で見してしまうのは極めて一面的な捉え方ではないでしょうか。Oさんの死を報じた毎日新聞の記事にネット上では、自己責任論や罵詈雑言が多数見受けられました。

野宿者の置かれた状況は厳しく、批判を受けた台東区の対応のごくお粗末な現実もあることは事実です。同時にそれは私たちの社会の抱えている課題なのでしょう。微力ですが、私なりに野宿者問題に関わり活動が続けようと思います。

(あるが・せいいち／生活支援・日野、日野市市議)

僕がデモ屋になったわけ

— 福富節男文集 —

福富節男

僕がデモ屋になったわけ

— 福富節男文集 —

福富節男著

(2019年、ピープルス・プラン研究所、800円)

70年代、私や同年代の(当時の)「若者」にとって、数学者・福富節男さんはベ平連の中で最も話す機会が多かった「大人」だった。理由は簡単。「若者」がデモや集会の準備を担うのだが、福富さんはいつもその場に出たからだ。「若者」は「大人」の会議に出ることはなかったが、福富さんとはデモの宣伝カーの周りであれやこれや雑談していた記憶がある。

「四次防」(機動隊の大音量スピーカーに負けないものをと福富さんが所望して実現したベ平連の強力スピーカーの愛称)整備など、デモにまつわる福富さんの「武勇伝」的な話は多々ある。

本パンフレットのタイトル「僕がデモ屋になったわけ」にそれを期待する人もいるかもしれないが、本書から伝わってくるのは「本当のデモ屋になるのは大変だ」ということだ。

そのひとつに、共同行動の原則を作ることにがいかに大変で困難だったか、ということがある。本パンフレット91ページ所載の「6月の新たな共同行動を求めて。」(ベ平連ニュースNo.57、1970年6月1日)では、共同行動に合流しようとしてきた某党派の存在をめぐって、市民運動が上を下へと大きく揺れていたことについて触れている。

市民運動には考えが気に食わないからといって特定の人や集団を排除するというところに強い抵抗が存在するし、「中央」が行動の内容を指示するのではなくその時々の人の流れにその役目を委ねるべきだという考えが強い。

しかし、違う考えをもつ幾多の団体と数万人の人で構成される共同行動をまとめ準備していくとき、そういった市民運動的な原理だけでは先に進めないこともある。団体間の無用な「衝突」を避けるために共同行動実行委が関連団体に申し入れをしたり、しかしそれが実を結ばず実行委そのものが共同行動の主催者から降りることを宣言したり、ということが実際に起きていた。

だが、そのすったもんだの中で、共同行動の原則が形作られたということが出来る。福富さんが自著『デモと自由と好奇心』(第三書館、本パンフレットには所載されていない)の77ページに「共同行動の原則として伝わっているものがある……」と書いているように、それは誰かが一気に書き下ろしたのではなく、繰り返し行なわれた共同行動の中で醸し出されたものだ。同書の中で、福富さんは本会元代表の吉川勇一さんやミニコミ書店「模索舎」元代表の五味正彦さんのアイデアが共同行動の原則の萌芽になっていると指摘しているが、その醸成に自他ともに認める「デモ屋」としてそのまとめ役を果たしていた福富さん自身が大きく関わっていたことはいうまでもない。

本パンフレットには、前出「ベ平連ニュース」を始め、本誌の前身「市民の意見30の会・東京ニュース」などに福富さんが書いたもの(インタビューを含む)26点が収められている。現時点では入手が難しいものもあり、貴重だ。

*購入問い合わせ ピープルス・プラン研究所
〒112-0014
東京都文京区関口1-44-3 信生堂ビル2階
電話 03-6424-5748
FAX 03-6424-5749
メール ppsg@jacapc.org

岡本和之(おかもと・かずゆき/市民意見広告運動事務局)

読者の声

☆「謝れ」を教科書に掲載しろ！

北海道千歳市

私(85歳)は「市民の意見」No.176の「謝れ」を掲載しているすべての教科書を文科省の教科書検定に合格させることによって全ての日本人にその内容を徹底させるべきであると常々思っています。

☆ヘイトスピーチは古事記以来の、朝鮮への見下し

東京都目黒区

朝鮮へのヘイトスピーチを考えていて、古事記の記事に思い到りました。神功皇后の新羅征伐です。戦いに勝って、敗れた国王は「今後毎年天皇の美馬飼(みまかひ)料馬飼育の部民」として永久に仕える」と言った。また百済の国は渡の屯家(ワタリ)のミヤケ(天皇の直轄地)とした、とある。ここに今に至る日本の上位性、朝鮮の下位性、見下しの始まりがあった、と。

☆知識とコミュニケーション能力の入手努力を

東京都杉並区

あきれるかえることばかりの世の中です

が、少しでも前を向くため、知識とコミュニケーション能力の入手努力を続けたい。貴誌に期待しています。

☆関東大震災時の中国人殺害を忘れない

大阪府吹田市

関東大震災時の朝鮮人殺害と共に中国人殺害もまた大変なものであったことを最近知りました。NHKも朝のニュースで報じました。心に刻みたいと思います。

☆「『この世界の片隅に』と植民地主義」の連載、楽しみだ

神奈川県藤沢市

植松青児さんの「『この世界の片隅に』と植民地主義」2号連続はうれしい！次号(177号)も楽しみです。

☆不安・危機感を感じる

埼玉県川口市

間もなく93歳になります。戦時・戦後の苦難の時代を経て来た者として、「今」また不安・危機感を感じます。

☆自分の頭で考えられる人を

東京都港区

今一番大事なことは教育・自由と責任を大切に、自分の頭で考えられる人を育てる、

長〜い眼で見守りたいです。

☆ソウルの水曜デモに参加

東京都杉並区

176号に千歳の新村さんの「反日デモに参加したい」岡本さんの「まだ連帯じゃない」があったので投稿します。10月9日、水曜デモに参加して、つたない韓国語で挨拶をしてきました。一緒に行った35名は準備した「NO安倍」のボードを掲げました。若い人が9割ぐらいで、立つ場所もないぐらい多くの人が参加していました。ナムムの家にも行き、ハルモニの話を直接聞くことができました。韓国の国民は、「反日」ではなく、反安倍、反日本政府です。新村さん、是非、来年5月ごろにでも、頑張っで行ってください。直行便ならすぐです。

☆情けないトランプへの日本のおもてなし

愛知県名古屋

英国では反トランプの大規模抗議行動。さて、日本ではおもてなし三昧に批判も出ず、情けない。

☆少しずつ参加していきます。

東京都文京区

いつも有難うございます。少しずつ参加していきます。

市民意見広告運動

2020年(第22回)の賛同呼びかけを開始しました

「憲法9条の意志を変えるな! 自衛隊明記は戦争への片道キップ!」

来年5月3日憲法記念日に意見広告掲載をめざす、2020年(第22回)市民意見広告運動の賛同呼びかけを開始しました。

本号に同封した賛同呼びかけチラシをご覧ください

が、今期のかけ声は「憲法9条の意志を変えるな! 自衛隊明記は戦争への片道キップ!」です。意見広告賛同歴のある「市民の意見」読者の方にはすでに同チラシが送られている

場合がありすが、余った分はお知り合いに渡していただくなどしてご活用ください。むろん、足りない場合は、必要部数を事務局までお知らせください。送料とも無料でお送りします。今国会の憲法審査会で国民投票法改正案が通過することがほぼなくなったといえ、安倍政権は解散・選挙に打って出てがむしやりに改憲に突き進んで行くことも十分考えられます。彼らは憲法審査会をあくまでも改憲案を通し発議させる場と捉えていますから、たった数回の「論議」でお得意の強行採決をやらかねません。誰でも参加できる「紙上のデモ」、市民意見広告運動に参加して危険な安倍改憲を止めましょう。

(事務局・岡本和之)



2020年(第22回)市民意見広告運動 憲法9条の意志を変えるな! 自衛隊明記は戦争への片道キップ!

2020年5月3日(憲法記念日)に安倍改憲反対を訴える意見広告を全国紙に掲載しよう!

日本国憲法は、もう二度と戦争はさせないという主権者の強い意志が反映された憲法9条をもち、それは戦後日本人と世界の平和と幸福に貢献する手続と目的を定めようとした、過去の反省と三つの約束。しかし、安倍政権は集団的自衛権行使を容認する安保法制制定に続き、憲法9条に自衛隊の存在を明記するその意味を根本から揺るがそうしています。最近では、自衛隊の中東・アフリカ派遣を計画するなど、憲法の意志に反する政治を続けています。

日本国憲法で定められた2020年度という国の節目、安倍政権は所定憲法記念日「憲法記念日」について、改憲の必要はないという主権者の意志です。それでもお無理やりに行うと「安倍改憲」による、安倍政権のための改憲の先にあるのは、戻ることのない戦争への片道キップです。安倍改憲のこの動きを許してはなりません。

市民意見広告運動は「紙上のデモ」としてさまざまな事情で集会やデモに行けない方も参加できる意見表明の場です。表現されない意見は、世論にはありません。2020年5月3日(憲法記念日)に意見広告を全国紙に掲載して、安倍改憲を許さないという意志を示しましょう。

※ 参加が、そしてその方々に応じて大きな運動を呼びかけたい。この公民館意見広告チラシの送付と無料の必要部数を返す。郵送方法については事務局をご覧ください。

2019年11月22日

市民意見広告運動/市民意見30の会・東京
事務局担当 岡本和之 北原博子

市民意見広告運動

〒108-0001 東京都港区三田3-4-17-206 Tel.03-6435-2030 Fax.03-6435-2031

Eメール info@kenkoukoku.jp Webページ https://www.kenkoukoku.jp

※この運動は、いかなる形でも、改憲運動にも関係ない市民運動です。

※国庫印字が可能な方のみ、印刷代は各自負担していただくようお願いいたします。

00 東京 私 込 取 扱 票

00110105 723920

市民意見広告運動

■ 印刷費
● 個人 (112,000円) □ 法人 (124,000円) □ 印刷費を個人で負担してください。

■ 郵送料
● 個人 (112,000円) □ 法人 (124,000円) □ 郵送料を個人で負担してください。

■ 送料
● 個人 (112,000円) □ 法人 (124,000円) □ 送料を個人で負担してください。

■ 印刷費
● 個人 (112,000円) □ 法人 (124,000円) □ 印刷費を個人で負担してください。

■ 郵送料
● 個人 (112,000円) □ 法人 (124,000円) □ 郵送料を個人で負担してください。

■ 送料
● 個人 (112,000円) □ 法人 (124,000円) □ 送料を個人で負担してください。

市民の意見30の会・東京 2019年9月～10月会計

収支計算書

収入の部	支出の部
一般会費 223,500	印刷費*3 266,139
協力会費 90,000	発送費*4 233,971
敬老会費 373,500	編集経費*5 34,649
グリーン会費 6,000	旅費交通費*6 137,140
(会費小計) 693,000	家賃 254,446
カンパ 169,900	通信光熱費 66,615
事務所費分担*1 200,000	事務経費 127,568
雑収入*2 800	銀行手数料 1,958
受取利息 0	諸会費 9,150
収入計 1,063,700	支出計 1,131,636
前期繰越 12,919,616	収支差額 ▲ 67,936
	当期残高 12,851,680

貸借対照表 (2019年10月31日現在)

資産の部	負債・資本の部
現金 108,758	預り金*7 230,000
預貯金 14,696,457	FTY基金 2,203,535
敷金 480,000	正味財産 12,851,680
合計 15,285,215	合計 15,285,215

(*)1意見広告運動事務経費分担金。(*)2グッズ販売。
(*)3会報175号分。(*)4会報175号分。(*)5執筆謝礼図書カード、通信交通費、ほか。(*)6事務所通所費ほか。
(*)7意見広告運動賛同金預かり分。

◆編集委員
阿部めぐみ、天野恵一、有馬保彦(次号担当)、岡本和之(今号担当)、北原博子、杉内蘭子、高橋武智、西田和子、細井明美、本野義雄、諸橋泰樹、吉田和雄



事務局だより

ようやく秋の気配を感じるようになりました。年を重ねると気候の変化にも敏感になるのでしょうか。この数ヵ月間も、頭にくる、イヤなニュースで満ちあふれています。従軍慰安婦、徴用工への個人補償と謝罪に一切向き合わない日本政府の態度、表現の不自由展を中止に導いた名古屋市長、官房長官発言、ネトウヨ等々。

千葉県、神奈川県では先の台風の災禍で停電が続いて市民生活に大きな支障がでている最中、内閣改造が行われ、第4次安倍政権が発足。論評に値しない顔ぶれですが、安倍は以前にもまして改憲への野望をむき出しにし、「全世代型社会保障」の名のもとで年金、介護保障費の切り下げをさらに進めていきそうです。改憲も社会保障給付の切り下げも政権側の弱者切り捨ての分断策です。

今世界で移民排除、格差拡大などによる社会の分断が問題になっています。分断は一握りの権力者、政治家、マスコミ、経済エリートによって作りだされ、煽られ社会の一部勢力が同調して「ポスト民主主義」右派ポピュリズムを勢いづかせています。

誤解をおそれずに表現すれば、市民、社会的弱者の側からの権力者、ネトウヨ勢力に対抗する「分断」政策が必要だと思えます。政治、政党の役割とは本来特定の階層の利益を代表するものではないのでしょうか。社会的弱者の立場に立ちきる運動と政党が必要です。

吉田和雄（よしだ・かずお／本会事務局）



ピープルズ・プラン研究所〈「平成」代替りを問う〉連続講座 第2期第5回

現在の〈日韓関係〉を天皇帝の植民地支配責任をふまえて考える

安倍政権の対韓国外交は、かつての侵略・植民地支配の歴史を無視し、排外主義の姿勢を強めています。しかもこの政治姿勢が、日本の「国民」の少なからぬ心情的支持を引き出しているという、危機的状況のなかに私たちはいます。

韓国・国会議長文喜相の2月7日の〈戦犯の主犯たる天皇の息子は韓国人慰安婦への直接謝罪を！〉という韓国人の立場からすればあたりまえの声に、政府・マスコミは「昭和天皇を『戦争犯罪者』にして、しかも謝罪を要求するなどんでもない」と

喧伝しました。

そして今、十月の天皇の「即位」にトップの文在寅（ユン・ジェム）韓国大統領を参列させることが、対立の打開策だなどという元日本外交官（美根慶樹）の声がマスコミの中に浮上しています。

象徴天皇の三回目「代替り」に絡み、朝鮮半島での天皇の植民地大権による支配の歴史をふまえた上で、日本の戦後史を正面から批判的に検討する予定です。

この講座は「市民の意見30の会」編集委員会との共催です。積極的ご参加を！

*問題提起

・問われなかった植民地支配責任

内海愛子（歴史社会学、戦後補償論）

・「侵略」神社の歴史

辻子 実（靖国参拝意見訴訟の会）

・天皇の「植民地大権」をめぐる

天野恵一（反天皇制運動連絡会）

・司会／松井隆志

（ピープルズ・プラン研究所）

*日時 12月14日（日）午後5時から

*場所 ピープルズ・プラン研究所

（東京都文京区関口1-4-4-3 信生堂ビル2階／電話 03-6424-5748）

*主催 ピープルズ・プラン研究所、

「市民の意見30の会」編集委員会

市民意見広告運動

アンケートご協力

ありがとうございました

りがとうございました。

紙面をご覧になって80パーセント以上（120人）の方が大変良かった、良かったと回答くださり、ホッとしている反面、どちらともいえないが8パーセント（12人）悪かったが2・7パーセント（4人）あり、この方々のご意見を真摯に受け止めなければならぬと思っています（別表参照）。自由記述のなかから多かったもの、印象に残ったものを挙げてみます。

「ひと」というキャッチフレーズはよかった（多数）／「武力で平和はつくれない」その通りと思う（複数）／「勝つ」というフレーズに違和感がある（複数）／毎日新聞・産経新聞への掲載を希望する／本文が

本年5月3日に朝日新聞、読売新聞、東京新聞、中日新聞に掲載された意見広告「安倍改憲に勝つ！」の賛同者の皆さまに掲載紙の別刷り、本誌（会計報告掲載）を送付した際に、アンケートを同封しました。8月30日までに146名の方々から回答がありました。回答くださった皆様あ

長い、硬い、わかりにくい／新聞以外のメディアにも／読売新聞への掲載はよかった、悪かった（両方あり）／などです。

すべてのご意見は市民意見広告運動のホームページに掲載されていますのでご覧いただけますが、職場で多くの方々の賛同を取りまとめくださった教職員組合の方からのご意見を、自戒をこめてご紹介しなければと思います。要旨をまとめました。

「安倍政権に勝つ」という大見出しは読売新聞読者も含め、広範な市民に憲法の価値を「伝える」ためのキャッチフレーズになっていない。学校教職員に広くよびかけて賛同を集めたが、この紙面を教員室の掲示板に張り出すのはためらわれる。「憲法は大切」という思いは職場で一致していない。「反安倍」というコトバは一致点ではない。

「安倍改憲に勝つ」は賛同チラシのキャッチコピーに使ったものを新聞紙面にもとの考えから決めたのですが、このご意見をいただき、賛同チラシと新聞紙面では訴える対象がちがうのかもしれないという意見が出されました。引き続き議論を重ねてまいります。

参議院選挙が終わり、改憲発議に必要な3分の2を自公維で確保させることだけ

は、かろうじて避けることができましたが（それも数え方によっては怪しい）、9月の自民党役員人事、内閣改造では安倍氏のなにがなんでも「改憲」という姿勢をより鮮明にしています。市民意見広告運動は、この動きをこちらなんとしても止めるべく、11月下旬の始動に向けて準備を始めています。スタッフも引き続き募集しております。週に1回2時間でも、入力、発送などのお手伝いをしていただける方からのご連絡、また人の心を動かす言葉に関するアドバイスをお待ちしております。

今期意見広告のアンケート結果

大変良かった	56	38.4%
良かった	64	43.8%
どちらともいえない	12	8.2%
悪かった	4	2.7%
大変悪かった	0	0.0%
記入なし	10	6.8%
	146	100.0%

北原博子（きたはら・ひろこ）市民意見広告運動事務局